

2023年度（令和5年度）

こころの健康センター所報

（第35号）

群馬県こころの健康センター

はじめに

このたび、群馬県こころの健康センターの令和5年度事業の取り組みにつきまして、所報を作成しましたのでお届けします。

この「はじめに」を執筆している現在は、令和6年の9月上旬であり、まとめられる所報は前年度分です。「はじめに」では昨年から現在までの世情を記載することでクロニクルにしてみました。

まず令和6年は、令和2年1月から始まったコロナ禍が令和5年5月8日より2類から5類に移行し、つまり令和1年以来、年単位として5年ぶりに完全にコロナ禍から脱出した年になるわけです。枠組みから抜けてもマスクを付けることが習慣となった方々も多く見受けるし、新型コロナ感染症自体も完全に消退したわけではありませんが、気にする度合いは圧倒的に減りました。「喉元過ぎれば熱さ忘れる」ということの無いように、コロナ禍での経験をきちんと総括し今後に生かすことは面倒でもやっておく必要があります。令和6年の夏は暑かったことも記載しておきます。9月になっても35度を超える気温が当たり前ようです。ロシア・ウクライナ紛争もイスラエル・パレスチナ紛争も終結せず、また日米の政治の新たな代表者が年内に決まるであろうといった世情です。

精神保健医療福祉領域では、令和4年12月16日に改正精神保健福祉法が公布され、令和5年6月と改正法が動き始めました。今回の法改正はかなり幅広い内容となっていますが、①医療保護入院改正による家族負担の軽減 ②医療保護入院改正を主体にした入院医療の在り方の変化 ③市町村の相談機能向上や病院の虐待事例通報や入院者訪問支援事業など精神保健行政の医療福祉領域への関与の強化 という三本柱から成っています。またこの法改正は平成29年から始まった「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」)」事業と連動しています。私自身は、にも包括支援事業に令和1年より関わらせてもらっていますが、ようやく群馬県でも「にも包括」事業を利用した精神保健医療福祉の協働が動き出した兆しを感じます。改正法を適切に運用するためにも「にも包括」事業の必要性はより増してきたと言えます。

群馬県の精神保健医療福祉領域は、まだ手を付けるべき課題が山積しています。行政組織内において一つの事業を開始させるためには最低2年はかかります。またそれは一人の力では成就しません。私自身は重要な課題を周囲と協働しながら少しずつ解決させるべく動いております。課題解決のためには試行錯誤はあるにしろPDCAサイクルを回さないと始まりません。まずは自身の頭の中で、次に最小単位の周囲を巻き込んで、徐々にその輪を広げて、多くの人の理解と協力を得てという流れで課題解決を目指します。多くの人の理解を得る必要のある事業では、こころの健康センターが単独で動いても1ミリの進展もあり得ないでしょう。群馬県こころの健康センターが皆様にとってのエンパワメント・センターと感じられるように引き続き努力してまいります。皆様にはご指導、ご鞭撻よろしく願いいたします。

令和6年9月

群馬県こころの健康センター所長 佐藤浩司

目 次

I 事業トピックス	
1 群馬県精神科救急情報センターの取組み ～深夜帯移送の開始及び警察との連携について～	2
II 概 要	
1 沿革	4
2 所在地と施設概要	5
3 組織	6
4 職員内訳	7
III 実施状況	
第1 精神保健福祉センター業務	
1 教育研修	10
2 技術指導及び技術援助	11
3 広報普及活動	12
4 こころの県民講座	14
5 精神保健福祉相談	15
6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業	23
7 思春期相談	29
8 自殺対策事業	30
9 ひきこもり支援センター事業	35
10 精神障害者保健福祉手帳	41
11 自立支援医療費(精神通院医療)	41
12 精神医療審査会	42
13 関係機関との連携	45
第2 精神科救急情報センター業務	
1 精神科救急情報センターの活動	47
2 精神科救急情報センターの体制	47
3 精神科救急情報センターの主な業務	47
4 精神科救急情報センター業務の実績	48
5 措置入院者の退院後支援	58
IV 学会発表・調査研究	
1 学会発表等	61
V 実習・視察	
1 実習及び視察等一覧	63
VI 公表資料・印刷物	
1 公表資料・印刷物一覧	65

群馬県精神科救急情報センターの取組み

～深夜帯移送の開始及び警察との連携について～

1 群馬県精神科救急情報センターについて

群馬県では、平成16年1月、こころの健康センター内に、24時間365日稼働の精神科救急情報センター（以下、「情報センター」という。）を設置し、県内の精神保健福祉法第23条から第26条の3に規定される通報・届出にかかる受理・調査・診察・移送・措置入院までの一連の業務を県下一元的に対応しており、特に警察官通報については、24時間即時対応としています。

警察に保護され、精神障害による自傷他害のおそれがあると警察官が判断した場合、県下全域の警察署から情報センターに通報が入ります。この通報が入ると、情報センター職員が警察署に出向き、被通報者及び家族等の安全や人権に十分配慮しながら聞き取りによる詳しい調査を実施します。その後、情報センターでは、調査結果に基づいて県知事命令による強制的な診察「措置診察」要否の判断・決定や措置入院等のための移送を行います。一方、診察不実施となった場合にも、被通報者及び家族等にその後の対応について丁寧に助言するとともに、地域の医療機関や保健所等と連携して必要な支援につなげています。この、24時間全県を網羅したシステムや情報センターの体制は、全国的にも例のないものとなっています。

2 深夜帯における措置移送の開始

平成30年3月27日、厚生労働省から「措置入院の運用に関するガイドライン」が発出され、移送は県の業務であることが改めて明確にされました。そこで、これまで警察官の協力を得ていた午後10時から午前8時30分まで（以下「深夜帯」）の受理にかかる移送についても、情報センターが実施できるよう、実現に向けて関係部局との検討を重ねました。その結果、令和5年度に必要な人員及び予算を確保することができ、運用に関して関係部局との合意も得られたため、同年7月から段階的に開始し10月以降は本格実施（毎日）しています。なお、移送が重複する場合は、これまでどおり警察官の協力を得ています。

3 警察署との連携について

近年、警察官通報件数はセンター開設当初（平成16年度）から比較すると約3倍近くになっていることから、警察官の精神障害に関する理解の促進及び連携強化を目的に、平成27年度から県内全警察署に出向いて、精神科救急や精神疾患に関する研修会を開催しました。令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止としましたが、令和5年度には、近年の自傷ケースの増加を踏まえてゲートキーパー養成研修を取り入れた研修会を開催しています。

今後も関係機関と連携し、措置入院にかかる一連の業務が適正な運用となるよう、更なる充実にむけて取り組んでまいります。

図1 精神科救急情報センター業務の流れ

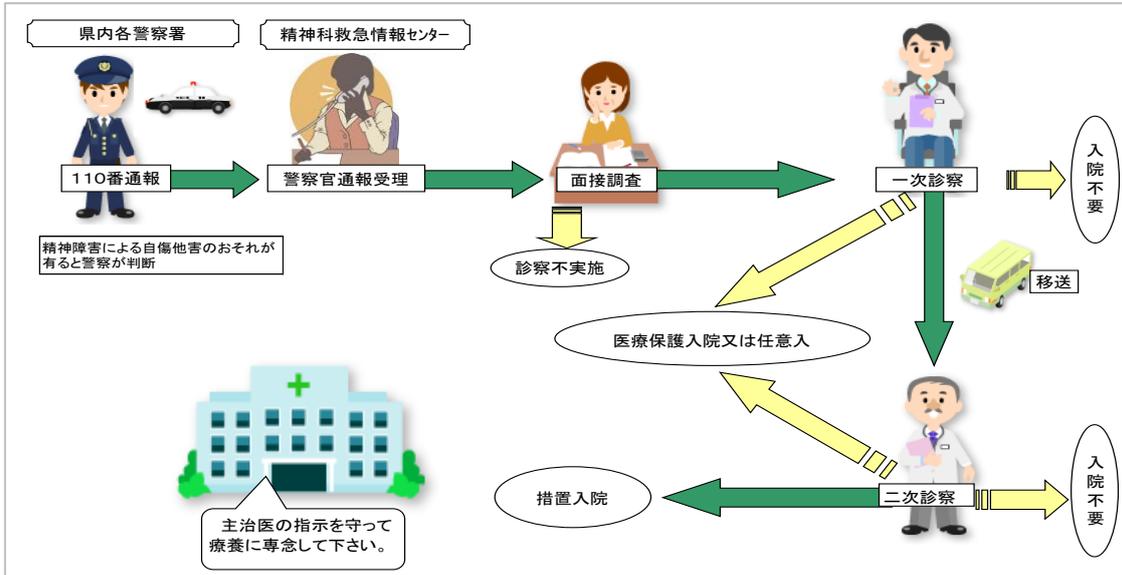


表1 23条通報件数の推移

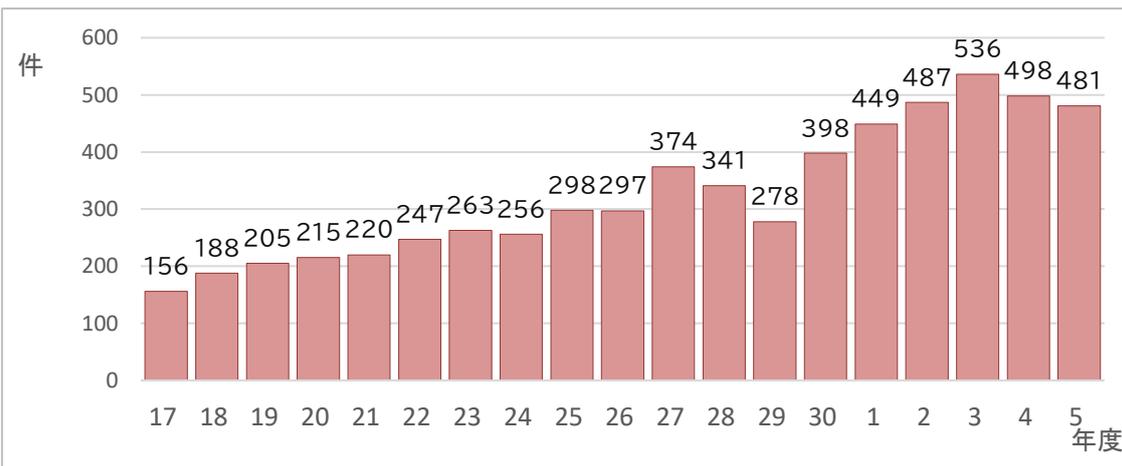
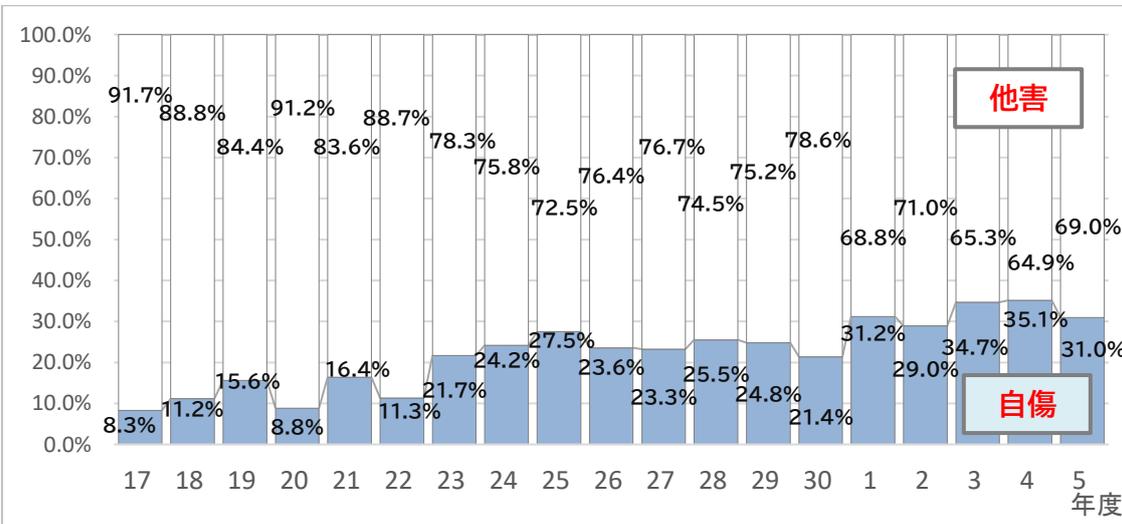


表2 23条通報における自傷他害の割合の推移



II 概 要

1 沿 革

- 昭和 60 年 10 月 11 日 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」制定
- 昭和 60 年 12 月 10 日 群馬県精神衛生センター竣工
- 昭和 60 年 12 月 17 日 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例施行規則」制定
- 昭和 61 年 1 月 1 日 群馬県精神衛生センター開設
- 昭和 63 年 7 月 1 日 群馬県精神保健センターに改称
- 平成 2 年 11 月 5 日 こころの電話相談開始
- 平成 3 年 4 月 1 日 アルコール来所相談開始
- 平成 7 年 10 月 17 日 群馬県精神保健福祉センターに改称
- 平成 11 年 4 月 1 日 思春期来所相談開始
- 平成 12 年 4 月 1 日 薬物依存来所相談開始
- 平成 13 年 4 月 1 日 群馬県精神科救急情報センターを設置
- 平成 14 年 4 月 1 日 群馬県こころの健康センターに改称
- 平成 14 年 4 月 1 日 メール相談開始
- 平成 14 年 4 月 1 日 精神保健福祉法の改正により精神医療審査会事務が移管
- 平成 14 年 10 月 1 日 高次脳機能障害来所相談開始（平成 29 年度末まで）
- 平成 16 年 1 月 1 日 群馬県精神科救急情報センターを規則により設置
- 平成 16 年 4 月 1 日 群馬県精神科救急情報センターが本格的に稼働
- 平成 16 年 4 月 1 日 ひきこもり相談開始
- 平成 17 年 4 月 1 日 組織改正により群馬県こころの健康センターと群馬県精神科救急情報センターを一体化
- 平成 18 年 10 月 1 日 若年認知症来所相談開始（平成 29 年度末まで）
- 平成 20 年 1 月 11 日 自死遺族来所相談開始
- 平成 20 年 3 月 14 日 自死遺族交流会開始
- 平成 22 年 2 月 1 日 こころの緊急支援事業（CRP）試行開始
- 平成 22 年 9 月 30 日 会議室（別棟）竣工
- 平成 22 年 10 月 1 日 こころの緊急支援事業（CRP）開始
- 平成 26 年 6 月 1 日 ひきこもり支援センター開設
- 平成 29 年 4 月 1 日 自殺対策推進センター開設
- 平成 31 年 4 月 1 日 依存症相談拠点機関指定

2 所在地と施設概要

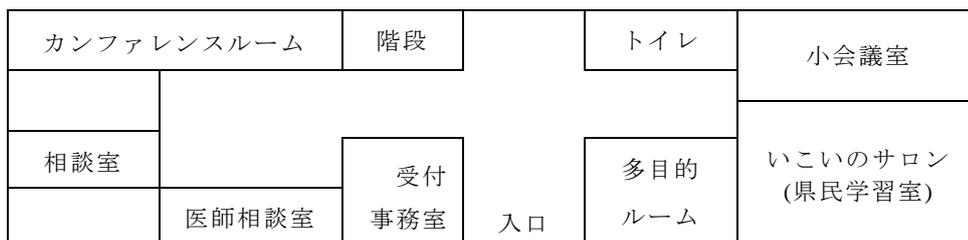
- (1) 所在地 〒379-2166 前橋市野中町368
- (2) 電話等 代表電話 027-263-1166
電話相談専用 027-263-1156
FAX 027-261-9912
- (3) ホームページ <http://www.pref.gunma.jp>
- (4) e-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp
- (5) 敷地面積 3,454 m²
- (6) 建築面積 延べ970.90 m²
(1階553.26 m²、2階314.03 m²、会議室(別棟)103.61 m²)
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造2階建、軽量鉄骨造1階建(会議室(別棟))



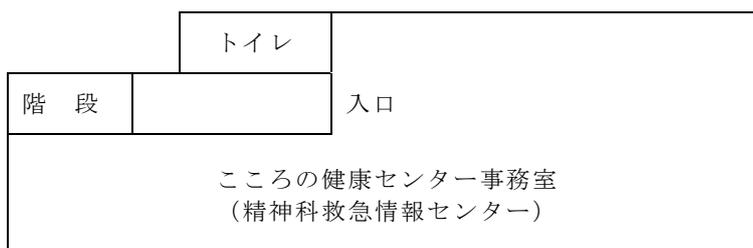
建物写真

(8) 平面図

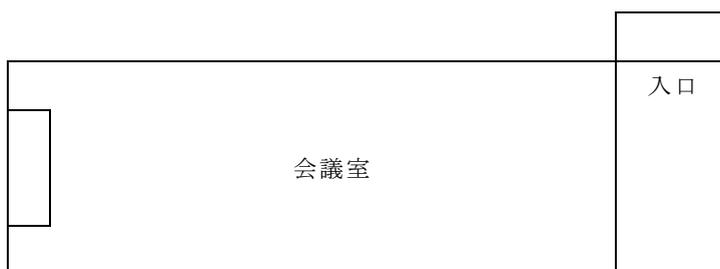
1階



2階



別棟



3 組 織

業務の特性に応じ、次の6係で事業を推進した。

なお、救急移送業務については、全職員体制で実施した。

所長	—	精神保健主監	—	次長	—	総務審査係	4人	(1人)
1人		1人		2人		救急支援係	11人	(2人)
						手帳・自立支援係	8人	(3人)
						企画研修係	9人	(1人)
						相談援助第一係	12人	(5人)
						相談援助第二係	8人	(4人)
						合計(役職者含む)	56人	(16人)

注1 人数は令和6年3月31日現在

注2 ()内は非常勤職員で内数

4 職員内訳

令和6年3月31日現在（単位：人）

係名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備考 ()は、会計年度任用職員で内数
所属長	所長	精神科医師	1			1	
	主監	事務	1			1	
次長	次長	事務	1			1	
	次長	保健師	1			1	
総務審査係	係長	事務	1			1	事務 3 看護師 1(1)
	主幹	事務	1			1	
	主事	事務	1			1	
	会年職	看護師		1		1	
	計		3	1	0	4	
救急支援係	技師長(係長)	保健師	1			1	事務 5 医師 1 保健師 3 看護師 2(2)
	部長	精神科医師	1			1	
	主幹	事務	3			3	
	主任	事務	1			1	
	主事	事務	1			1	
	技師	保健師	2			2	
	会年職	看護師		2		2	
	計		9	2	0	11	
手帳・ 自立支援係	係長	事務	1			1	事務 8(3)
	主幹	事務	2			2	
	主任	事務	1			1	
	副主幹専門員	事務	1			1	
	会年職	事務		3		3	
	計		5	3	0	8	
企画研修係	係長	事務	1			1	事務 3 保健師 5 看護師 1(1)
	主幹	事務	1			1	
	主任	保健師	1			1	
	主事	事務	1			1	
	技師	保健師	4			4	
	会年職	看護師		1		1	
	計		8	1	0	9	

名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備考 ()は、会計年度任用職員で内数	
相談援助 第一係	技師	精神科医師			2	2	医師 3(1) 保健師 3 看護師 1 心理 5(4)	
	技師長(係長)	保健師	1			1		
	主幹	看護師	1			1		
	主任	心理	1			1		
	技師	保健師	2			2		
	会計年度 任用職員	精神科医師			1			1
		心理			4			4
計			5	5	2	12		
相談援助 第二係	技師長(係長)	保健師	1			1	医師 4(3) 保健師 3 精神保健福祉士 1(1)	
	医長	精神科医師	1			1		
	主任	保健師	1			1		
	技師	保健師	1			1		
	会計年度 任用職員	精神科医師			3			3
		精神保健福祉士			1			1
	計			4	4	0		8
合計		精神科医師	3	4	2	9		
		事務	18	3		21		
		保健師	15	0		15		
		看護師	1	4		5		
		心理	1	4		5		
		精神保健福祉士	0	1		1		
		合計	38	16	2	56		

Ⅲ 実施状況

第 1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修

(1) 事業の目的

精神保健福祉行政を円滑に推進するため、精神保健福祉業務に従事する市町村、保健福祉事務所及び関係施設の職員等を対象に、資質や技術の向上を目的に基礎研修や専門研修等を実施した。

(2) 事業の実績

1) 精神保健福祉初任者研修

対 象	日 程	内 容・講 師 等	出 席 者
新任の精神保健福祉担当者（市町村、保健福祉事務所、精神障害者福祉サービス事業者等の精神保健福祉業務に従事する新任（着任概ね3年以内）の職員）	基礎 研修 R5 6/12 (月) ～ 7/13 (木) オンラ イン開 催 (動画 配信)	① 精神保健医療福祉総論 こころの健康センター職員（医師） ② 精神疾患の理解を深める こころの健康センター職員（医師） ③精神障害者家族への理解について 群馬県精神障害者家族会連合会（会長） ④精神科病院の入院治療と退院後支援の枠組み 県立精神医療センター職員（精神保健福祉士） ⑤地域移行支援と地域定着支援の実際 （社福）アルカディア 相談支援専門員 ⑥精神障害者のエンパワメント （社福）明清会 相談支援事業所 相談支援専門員 ⑦当事者からのメッセージ 精神障害当事者（ピアサポーター）	113 人
	相 談 支 援 技 術 研 修 R5 7/13 (木)	① 精神保健福祉相談の進め方と実際 こころの健康センター職員 ② 相談支援における課題の共有 こころの健康センター職員 ③ 傾聴の実践 こころの健康センター職員 ④ ケースの課題と支援を考える こころの健康センター職員	79 人

2) 精神保健福祉専門研修（電話相談員研修会）

対 象	日 程	内 容・講 師・会 場 等	出 席 者
県内の相談機関で 電話相談に従事す る者	第1回 R5 2/1 (水)	講義・演習・グループワーク 「電話相談の基本と困難対応ケースへの対応～自 殺を防ぐためにできること～」 講師 NPO法人メンタルケア協議会	第1回 40人
	第2回 R5 2/22 (水)	理事 西村 由紀 氏 会場 健康づくり財団大会議室	第2回 37人

2 技術指導及び技術援助

(1) 事業の目的

地域精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉の専門的中枢機関として、各種関係機関に対して技術指導及び技術援助を行っている。

(2) 事業の実績（※印は県「出前なんでも講座」として実施）

No	実施日	事業内容	主催者	対象者	出席者	対応職種及び人数
1	R5 5/17	薬物乱用について	前橋市保健所	薬物乱用防止指導員	29	臨床心理士1
2	6/7	薬物依存とは※	前橋清陵高校	生徒・教職員	227	臨床心理士1
3	6/14	精神保健福祉に関する現状	県警察本部広報広聴課	警察官	17	医師 1
4	6/15	発達障害の特性支援対応要領	県警察本部広報広聴課	警察官	17	医師 1
5	7/4	ゲーム依存・ネット依存について※	伊勢崎市子育て支援課	学童保育職員	185	臨床心理士1
6	7/12	ひきこもりについて	被害者支援センターすてっぷぐんま	関係機関の職員	44	保健師 1
7	7/12	薬物乱用防止教室※	前橋市立前橋高校	全校生徒	707	臨床心理士1 保健師 1
8	7/19	薬物乱用防止教室※	高崎市立倉賀野小学校	6年生児童	97	保健師 2
9	7/20	アルコール依存について※	県警察本部厚生課	警察官	94	臨床心理士1
10	7/29	ギャンブル依存症セミナー	全国ギャンブル依存症家族の会	当事者、家族、支援者等	109	医師 1
11	9/11	ひきこもりについて※	東吾妻町保健センター	民生委員、児童委員	50	保健師 1 精神保健福祉士1
12	9/15	依存症全般について※	飛鳥未来きずな高校	全校生徒	180	臨床心理士1
13	9/19	ゲートキーパー研修※	ウエルシア薬局(株)	管理薬剤師	10	保健師 2

14	10/23 11/13	精神障害者の特性の理解	県警察本部刑事企画課	警察官	24	医師 1
15	10/27	自殺防止の基礎知識	群馬県高等学校教育研究会	管内教職員（生徒指導主事・主任）	60	保健師 1
16	11/5	薬物依存症について	群馬県薬剤師会	学校薬剤師	66	臨床心理士1
17	11/6	精神疾患について、ゲートキーパー研修	県警察本部生活安全企画課	警察官	18	医師 1 保健師 2
18	11/17	薬物依存とは※	南牧村立南牧中学校	生徒	25	臨床心理士1 保健師 1
19	11/21	精神障害の疾患に応じた支援方法や注意点	桐生市保健福祉部福祉課	福祉事業所職員	50	医師 1
20	11/29	救急科講義「精神障害と救急医療」	群馬県消防学校	消防職員	72	医師 1
21	12/2	精神障害の理解	群馬県パラスポーツ協会	講習会受講者	17	医師 1
22	12/5	薬物依存とは※	みどり地区更生保護女性会	更生保護女性会員	43	臨床心理士1 保健師 1
23	12/14	アルコール依存について※	蕨塚地域包括支援センター	介護支援専門員	16	臨床心理士1 保健師 1
24	R6 2/5	災害時のメンタルヘルスケア	藤岡保健福祉事務所	災害時支援担当者	33	医師 1
25	2/5	ひきこもりの理解と家族支援※	千代田町住民福祉課	介護支援専門員	13	保健師 2
26	2/13	精神科医療の現状について	群馬県精神障害者家族会連合会	家族会役員	24	医師 1
27	2/14	ゲーム依存・ネット依存の対応方法について※	障害児放課後対策連絡会	職員	7	臨床心理士1 保健師 1
28	3/1	精神科救急について	赤城病院	病院職員	42	医師 1
29	3/4	こころの健康センターの業務について	群馬大学医学部附属病院	医師	10	医師 1
30	3/4	こころの健康センターの業務について	県立精神医療センター	医師	10	医師 1
31	3/7	ひきこもりの支援について	社会福祉法人はな郷	市町村高齢者虐待担当者	47	保健師 1

3 広報普及活動

(1) 事業の目的

県民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、各種の事業や広報媒体を通じ、全県的規模で広報普及活動を実施した。

(2) 事業の実績

1) 「こころの相談Q & A」の新聞掲載

電話相談や来所相談で相談の多い事例について、毎月第1月曜日に上毛新聞の「生

活」面に記事を掲載した。

掲載月	テ ー マ
掲載月	テ ー マ
令和5年4月	認知症について
5月	思春期について
6月	ゲーム依存について
7月	双極性障害について
8月	高次脳機能障害について
9月	自死遺族について
10月	薬物依存について
11月	アルコール依存症について
12月	精神障害者保健福祉手帳について
令和6年1月	統合失調症について
2月	自立支援医療（精神通院）について

2) ホームページ

当センターの事業の紹介や案内、統計資料の公表をホームページにより行った。

ホームページアドレス：<http://www.pref.gunma.jp/07/p11700016.html>

4 こころの県民講座

(1) 事業の目的

現代社会が抱える精神保健福祉に関わる諸問題をわかりやすく取り上げ、県民に対する精神保健福祉の知識の普及や意識の高揚を図る。

(2) 事業の実績

- 1) テーマ 「〈叱る依存〉がとまらない～誰もが生きやすい社会を目指して～」
- 開催日 令和5年11月23日（木・祝）オンライン
- 配信期間 令和5年12月21日～令和6年1月21日
- 開催方法 パターンA：当日Zoomによる参加＋後日講演動画配信
パターンB：動画配信のみ（「tsulunos」で限定公開）
- 講師 一般社団法人子ども・青少年育成支援協会 代表理事 村中 直人 氏
- 参加者 A：24人 B：298人（動画再生回数845回）
-
- 2) テーマ 「精神科医 Tomy の「気にしない力」を考える講演会」
- 配信期間 令和6年3月1日（金）～3月31日（日）
- 開催方法 動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）
- 講師 白川 哲康 氏
- 参加者 938人（動画再生回数1,638回）

5 精神保健福祉相談

県民からこころの悩みや不安についての相談を受け、必要に応じて、支援機関や当センター事業を紹介、地域への繋ぎなどを実施している。

(1) 電話相談

1) 事業の説明

1. こころの健康センター電話相談
月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～17:00 に実施。
2. こころの健康相談統一ダイヤル
月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～22:00 に実施。

2) 事業の実績

① 電話相談件数の推移

電話相談の延べ相談件数は 6,124 件で、こころの健康センター電話相談は 2,934 件、こころの健康相談統一ダイヤルは年 3,190 件と、R4 年度と比較して増加した。前年度に比べて後半に電話相談職員数の補充により対応件数が増えたためと推測される。

② 相談経路

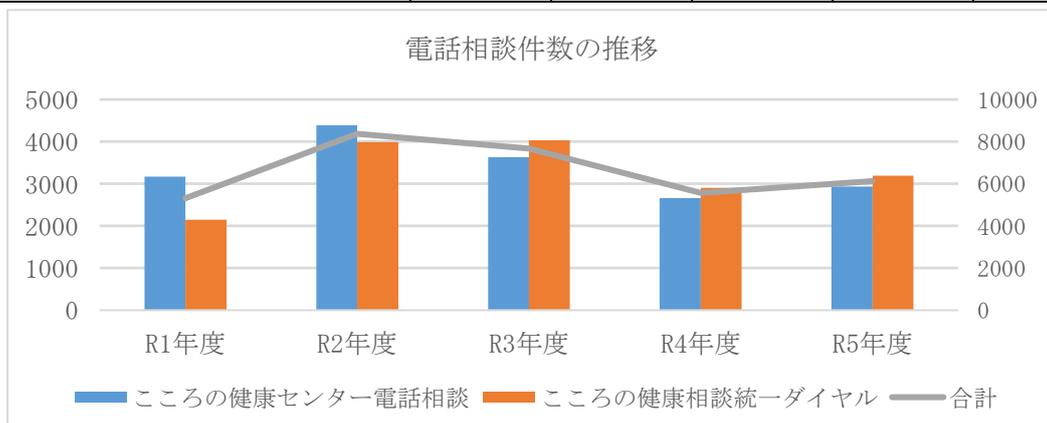
電話相談に至ったきっかけ（経路）は、「インターネット」が 1,799 件（29.4%）と最も多く、次いで「新聞・広報等」は 1,035 件（16.9%）、「保健・福祉関係」は 421 件（6.9%）となった。

③ 相談内容

対人関係及び心理的な悩みに関することが半数以上を占めた。「話したい（頻回利用）」は 2,275 件（37.1%）と最も多く、「心理的な相談・自分の性格」が 834 件（13.6%）となっている。次いで「医療機関・関係機関に関すること」が 529 件（8.6%）となっている。

電話相談件数の推移

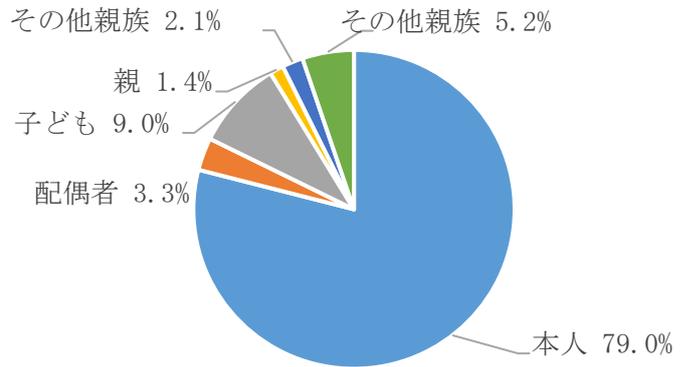
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
こころの健康センター電話相談	3,167	4,385	3,628	2,659	2,934
こころの健康相談統一ダイヤル	2,146	3,987	4,036	2,907	3,190
計	5,313	8,372	7,664	5,566	6,124



相談対象者別相談件数

被相談者	R 5	R 4
本人	4,837	4,257
配偶者	202	159
子ども	554	556
親	91	89
その他親族	130	137
その他	310	368
計	6,124	5,566

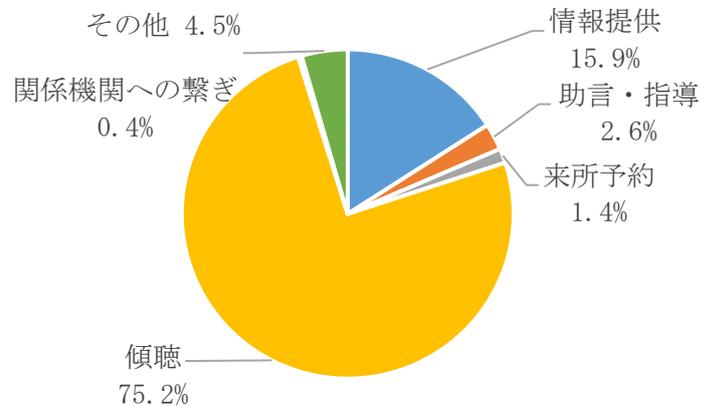
相談者別相談件数 (R 5)



対応別相談件数

対応	R 5	R 4
情報提供	975	1,077
助言・指導	160	280
来所予約	87	64
傾聴	4,606	3,785
関係機関への繋ぎ	22	14
その他	274	346
計	6,124	5,566

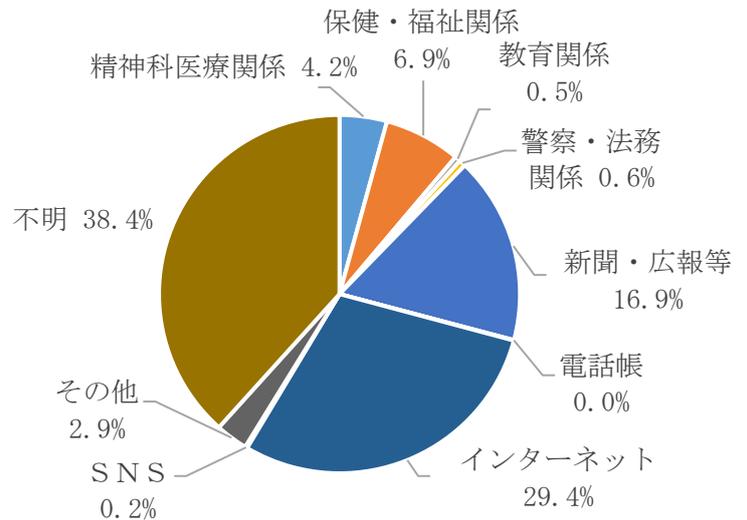
対応別相談件数 (R 5)



経路別相談件数

相談経路	R 5	R 4
精神科医療関係	260	206
保健・福祉関係	421	547
教育関係	32	15
警察・法務関係	36	25
新聞・広報等	1,035	774
電話帳	3	11
インターネット	1,799	1,651
SNS	12	7
その他	177	277
不明	2,349	2,053
計	6,124	5,566

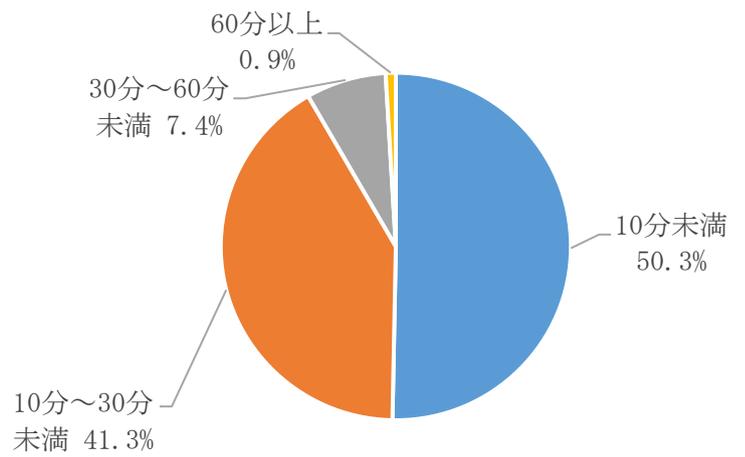
経路別相談件数 (R 5)



相談時間別相談件数

相談時間	R 5	R 4
10分未満	3,081	3,030
10分～30分未満	2,532	2,048
30分～60分未満	454	441
60分以上	57	47
計	6,124	5,566

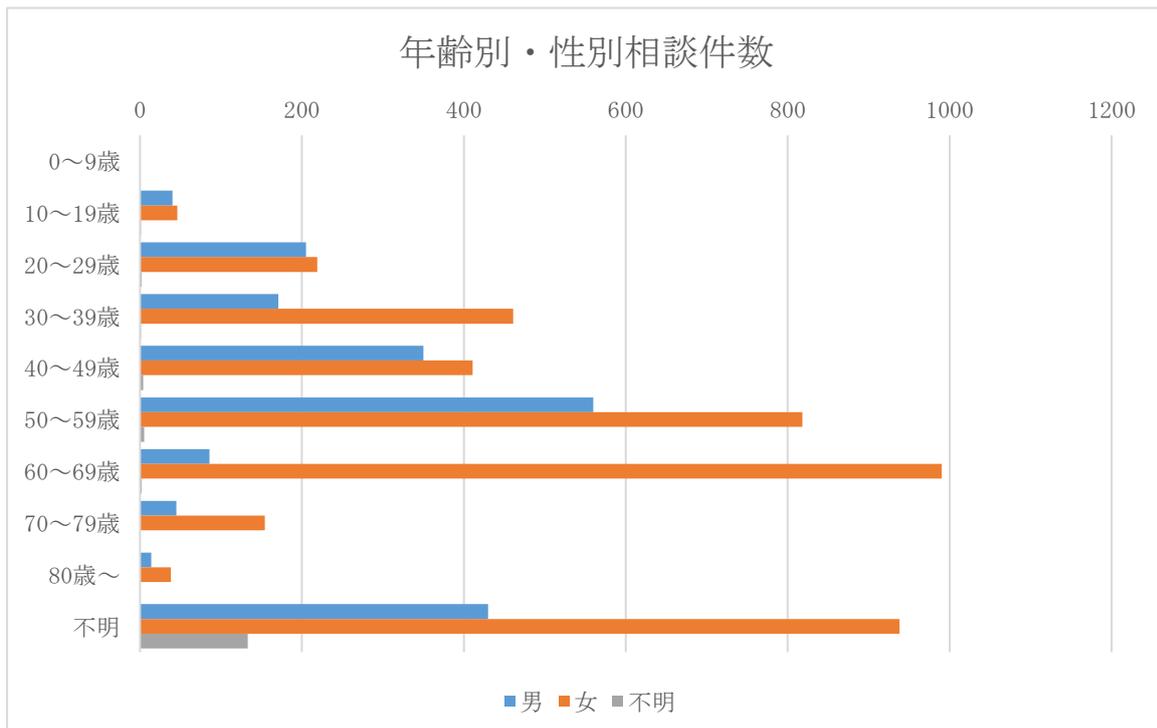
相談時間別相談件数(R 5)



相談者の年齢別・性別相談件数

年齢区分	男	女	不明	小計
0～9歳	0	0	0	0
10～19歳	40	46	1	87
20～29歳	205	219	2	426
30～39歳	171	461	1	633
40～49歳	350	411	4	765
50～59歳	560	818	5	1,383
60～69歳	86	990	2	1,078
70～79歳	45	154	0	199
80歳以上	14	38	0	52
不明	430	938	133	1,369
計	1,901	4,075	148	6,124

年齢別・性別相談件数



相談内容		R 5		R 4	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	0	0.0	2	0.0
	若年認知症	0	0.0	2	0.0
	ひきこもり	8	0.1	14	0.1
	不登校	37	0.6	22	0.2
	家庭内暴力	17	0.3	8	0.2
	依存	359	5.9	355	4.7
	問題行動	7	0.1	17	0.3
対人関係及び心理的な 悩みに関すること	家庭内のこと	482	7.9	357	4.9
	友人・隣人・恋人	94	1.5	103	0.9
	職場内のこと	149	2.4	152	1.3
	心理的な相談・自分の性格	834	13.6	934	14.0
	話したい(頻回利用)	2,275	37.1	1,984	49.6
他機関・福祉制度に関す ること	医療機関・関係機関に関す ること	529	8.6	420	7.6
	経済的なこと	50	0.8	49	0.9
	就労	42	0.7	47	0.9
	日常生活	185	3.0	132	3.5
	その他の法・制度	16	0.3	19	0.5
教育に関すること	学校	21	0.3	15	0.2
	子育て・療育	33	0.5	32	0.7
当センターに関するこ と	当センターに関すること	82	1.3	92	2.3
その他	その他	904	14.8	810	7.2
計		6,124	100	5,566	100

(2) メール相談

- 1) 相談日 メールは24時間受信し、2週間以内に返信を行っている。
- 2) 従事者 精神科医師、心理士、保健師
- 3) 事業の実績 相談件数は延べ32件であった。

① 相談の内容

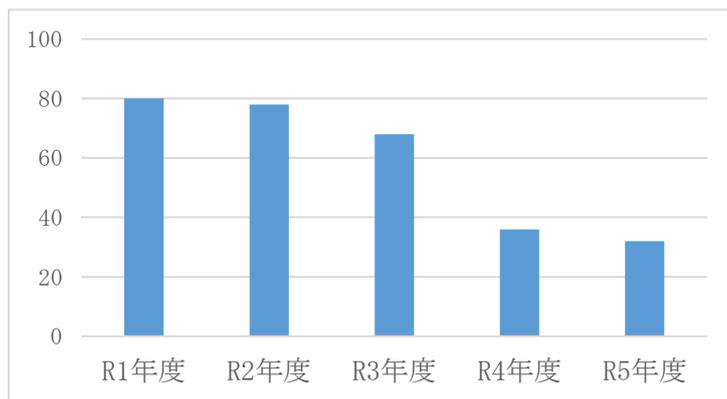
対人関係及び心理的な悩みに関することの「心理的な相談・自分の性格」と行動上の問題に関することの「依存」が7件(21.7%)と多い。

② 受付時間帯

受信件数が最も多い時間帯は、9:00～12:00が12件(37.5%)と最も多かった。次いで17:01～22:00が11件(34.4%)となっている。

メール相談件数の推移

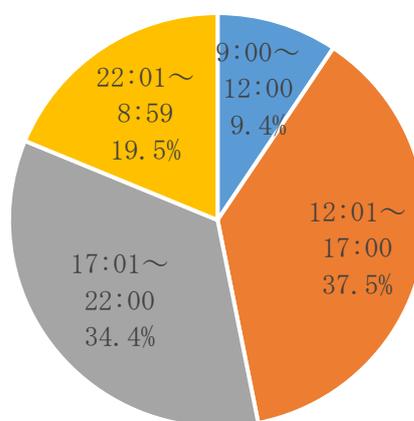
	延べ件数
R1年度	80
R2年度	78
R3年度	68
R4年度	36
R5年度	32



受信時間別件数

受信時間	R 5	R 4
9:00～12:00	3	3
12:01～17:00	12	14
17:01～22:00	11	12
22:01～8:59	6	7
計	32	36

受信時間別相談件数(R5)



相談内容別相談件数

相談内容		R 5		R 4	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	0	0.0	1	2.8
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	1	3.1	4	11.0
	不登校	0	0.0	1	2.8
	家庭内暴力	0	0.0	0	0.0
	依存	7	21.7	2	5.6
	問題行動	0	0.0	1	2.8
対人関係及び心理的 な悩みに関する こと	家庭内のこと	1	3.1	1	2.8
	友人・隣人・恋人	2	6.2	1	2.8
	職場内のこと	1	3.1	0	0.0
	心理的な相談・自分の性格	7	21.7	9	24.9
	話したい(頻回利用)	0	0.0	0	0.0
他機関・福祉制度に 関すること	医療機関・関係機関に関する こと	6	18.6	2	5.6
	経済的なこと	1	3.1	0	0.0
	就労	1	3.1	1	2.8

	日常生活	0	0.0	0	0.0
	その他の法・制度	0	0.0	2	5.6
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	2	6.2	0	0.0
当センターに関すること	当センターに関すること	0	0.0	2	5.6
その他	その他	2	6.2	9	24.9
計		32	100	36	100

(3) 来所相談

1) 事業内容 思春期、依存症及びひきこもり等の特定相談を行っている。

2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士、精神保健福祉士

3) 事業の実績

相談件数は実 152 件、延べ 181 件であった。相談ごとの詳細は各事業に再掲する。

① 相談の来所者

実相談件数で見ると、「家族のみ」で来所相談したケースが 79 件(52.0%)と半分を占めており、以下「本人のみ」53 件(30.2%)、「本人と家族」15 件(9.9%)となった。

② 来所経路

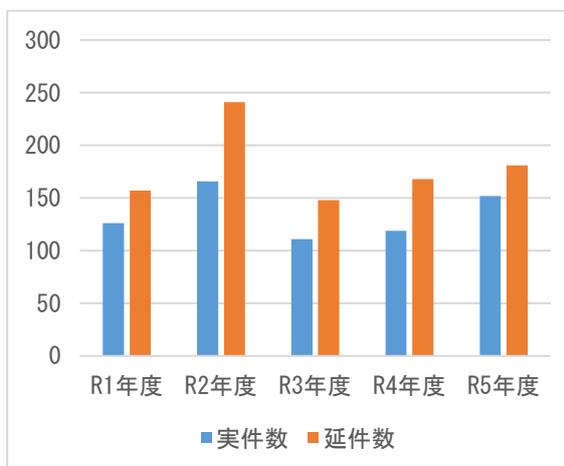
来所相談に至った経路として、「インターネット」からの相談が 63 件(41.4%)と最も多く、次いで「保健所」からの相談が 8 件(5.3%)となった。

③ 相談の内容

来所相談の相談内容は、依存に関する相談が 80 件(52.6%)と最も多く、次いでひきこもりに関する相談が 39 件(25.6%)となった。

来所相談件数の推移(単位：件)

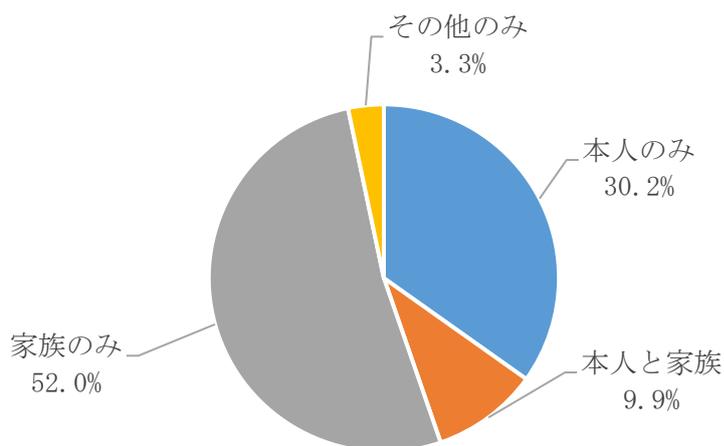
	実	延べ
R1 年度	126	157
R2 年度	166	241
R3 年度	111	148
R4 年度	119	168
R5 年度	152	181



相談者別相談件数

相談者	実	延べ
本人のみ	53	70
本人と家族	15	14
本人と家族とその他	0	0
家族のみ	79	85
家族とその他	0	0
その他のみ	5	12
計	152	181

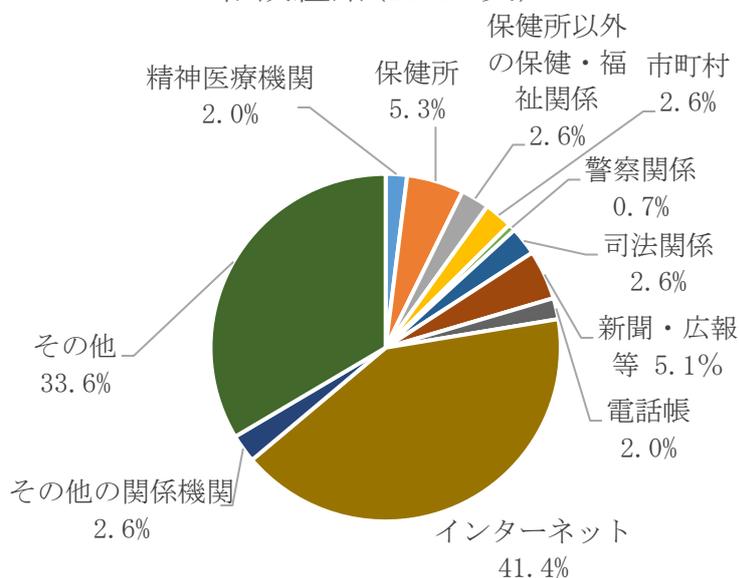
相談者別相談件数(R 5 : 実)



相談経路(相談のきっかけ)

経路	R 5	R 4
精神医療機関	3	8
保健所	8	3
保健所以外の保健・福祉関係	4	1
市町村	4	3
教育関係	0	3
警察関係	1	2
司法関係	4	4
新聞・広報等	7	6
電話帳	3	1
インターネット	63	42
その他の関係機関	4	12
その他	51	34
不明	0	0
計	152	119

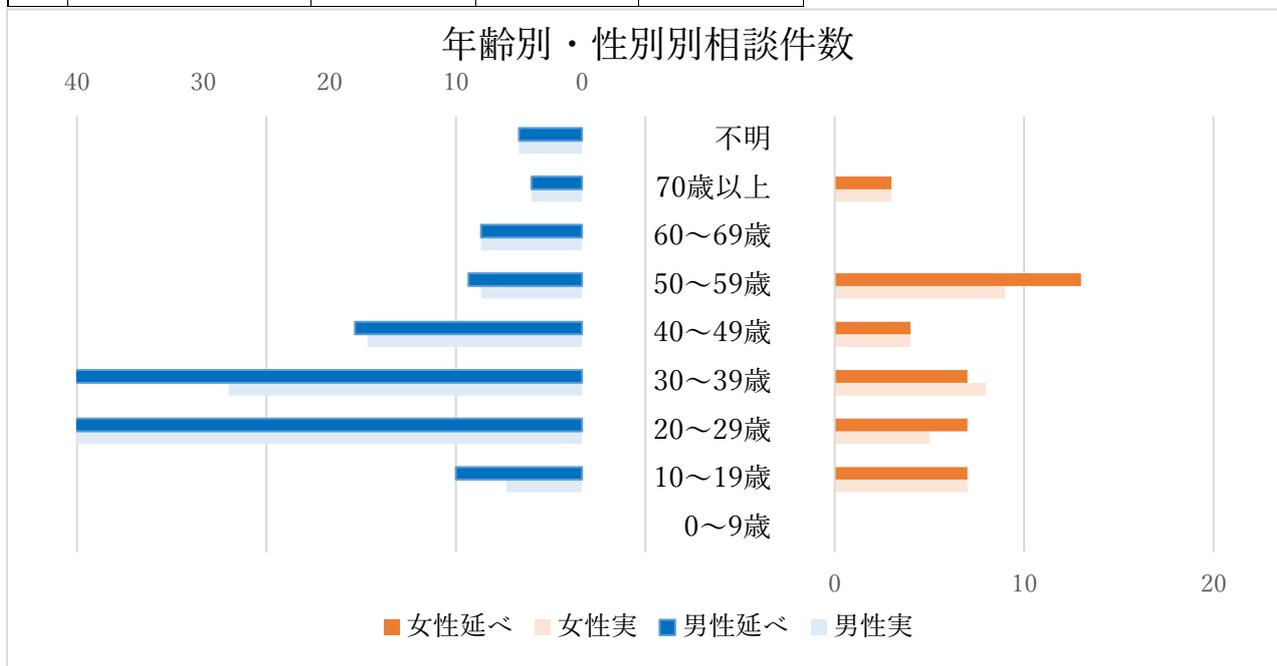
相談経路(R 5 : 実)



相談対象者の年齢

	年齢区分	男性	女性	計
延	0～9歳	0	0	0
	10～19歳	10	7	17
	20～29歳	44	7	51
	30～39歳	42	7	49
	40～49歳	18	4	22
	50～59歳	9	13	22
	60～69歳	8	0	8
	70歳以上	4	3	7

	不明	5	0	5
	小計	140	41	181
実	0～9歳	0	0	0
	10～19歳	6	7	13
	20～29歳	40	5	45
	30～39歳	28	8	36
	40～49歳	17	4	21
	50歳～59歳	8	9	17
	60歳～69歳	8	0	8
	70歳以上	4	3	7
	不明	5	0	5
	小計	116	36	152



相談内容別相談件数

相談内容		R 5		R 4	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	0	0.0	0	0.0
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	39	25.6	32	26.9
	不登校	1	0.7	10	8.4
	家庭内暴力	2	1.3	3	2.5
	依存	80	52.6	43	36.2
	問題行動	2	1.3	1	0.8
対人関係及び心理的な	家庭内のこと	4	2.6	2	1.7

悩みに関すること	友人・隣人・恋人	0	0.0	0	0.0
	職場内のこと	0	0.0	1	0.8
	心理的な相談・自分の性格	4	2.6	3	2.5
	話したい(頻回利用)	0	0.0	0	0.0
他機関・福祉制度に関すること	医療機関・関係機関に関すること	2	1.3	1	0.8
	経済的なこと	1	0.7	2	1.7
	就労	0	0.0	5	4.2
	日常生活	1	0.7	9	7.6
	その他の法・制度	0	0.0	0	0.0
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	1	0.7	0	0.0
当センターに関すること	当センターに関すること	0	0	0	0.0
その他	その他	15	9.9	7	5.9
計		152	100	119	100

診断区分別相談件数

	実		延	
	件数	率(%)	件数	率(%)
F0 症状性を含む器質性精神障害	0	0.0	0	0.0
F1 精神作用物質による障害	8	14.3	8	12.5
F2 統合失調症・統合失調型障害 非定型	0	0.0	0	0.0
F3 気分障害	1	1.8	1	1.6
F4 神経症・ストレス関連障害・身体表現性障害	0	0.0	0	0.0
F5 生理的障害・身体的要因に関連した行動障害	1	1.8	1	1.6
F6 成人の人格・行動の障害	10	17.9	10	15.6
F7 知的障害	0	0.0	0	0.0
F8 心理的発達の障害	0	0.0	0	0.0
F9 小児期・青年期の障害	0	0.0	0	0.0
その他	12	21.4	15	23.4
診断保留・未診断	19	33.9	24	37.5
異常と認めず	5	8.9	5	7.8
計	56	100	64	100

※面接相談のうち、医師相談を行ったもののみ計上

6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業

平成 31 年 4 月から「依存症相談拠点」として、それまで実施してきた依存症相談や家族教室・本人向け回復プログラムなどの継続の他、研修やリーフレット等による情報提供、ホームページの充実による支援機関の周知、各機関との会議や共催事業を実施し

て連携を図るなど、当センターの事業と地域の社会資源を結びつけた依存症支援の強化を図った。

(1) 依存症医師相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題で困っている当事者及びその家族等を対象に、精神科医師による来所相談を実施している。

依存症問題を持つ当事者と依存問題に影響された家族の回復を目的とし、適宜、依存症家族教室や本人向け依存症再発防止プログラム（ぐんま〜ぷ）及び地域の社会資源に結びつけている。

1) 開催 月2回（偶数月は3回）

2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士

3) 事業の実績 (単位 件数)

年度	相談 件数	相談内容内訳						
		違法薬物	処方薬	市販薬	溶剤	アルコール	ギャンブル 借金・買い物	その他
R元年度	40	2	1	1	0	16	18	2
R2年度	40	3	4	1	0	15	16	1
R3年度	35	4	0	1	0	10	18	2
R4年度	41	2	3	0	0	12	17	7
R5年度	47	2	0	0	0	18	18	9

(2) 依存症者の家族教室

平成25年3月より家族支援プログラムとして「ぐんま依存症ファミリートレーニング(GIFT)」を実施している。GIFTはCRAFT（コミュニティ強化と家族訓練）を参考に作成。6回1クール、年に2クール実施している。

1) 目標 家族が本人の考え方や行動を整理し、実践練習することを通して

- ①家族が苦労を減らすこと、②本人の依存症問題を減らすこと、
- ③本人を回復へ向かわせること、の達成を目標とする。

2) 開催 毎月第2火曜日 午後1時30分～4時00分

3) 内容 家族支援プログラム GIFT の実施と参加者同士の話し合い

4) 従事者 精神科医師、保健師、心理士
アドバイザー (FA : ファミリーズアノニマス)

5) 延べ参加者数 68人

【GIFTプログラム】

回	家族支援プログラム GIFT の学習テーマ
第1回	トラブルマップで問題を解決する

第2回	暴力への対応と限界の設定
第3回	ポジティブコミュニケーション
第4回	関わり方の整理
第5回	家族の生活を豊かにする
第6回	本人に治療を勧める

(3) ぐんま～ぷ

平成28年度から依存症当事者を対象とした「依存症からの回復支援塾」を開催。令和4年度から「ぐんま～ぷ」とプログラム名を変更して実施している。

本事業は、依存症再発防止プログラムを提供するとともに、その普及を図ることを目的とする。

- 1) 目 標 参加者が自己肯定感を高め、自分自身に合った社会資源（専門医療機関や自助グループ等）を利用しながら、その人らしい安定した生活を継続して送ることができるよう集団プログラムを開催する。
- 2) 開 催 毎月第1・3金曜日の午後1時30分～3時00分
- 3) 内 容 物質使用障害治療プログラムSMARTPP（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program）16を10回1クールに改編したもの。年間2クール実施。
- 4) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士
コ・ファシリテーター 回復者（藤岡ダルクスタッフ）・保護観察官
- 5) 参加者数 実19人、延126人

(4) ゲーム依存症普及啓発セミナー

近年ゲームに過度にのめり込むことにより日常生活、社会生活に著しい悪影響を及ぼすゲーム依存症が問題となっている。ゲーム依存症についての正しい知識を広めることを目的として実施した。

- 1) テーマ 「ゲーム依存の予防と回復支援の実際」
- 2) 開催日時 令和5年12月9日（土）
- 3) 開催場所 群馬県公社総合ビルホール
- 4) 講 師 ネット・ゲーム依存予防回復支援 MIRA-i（ミライ） 森山 沙耶 氏
- 5) 参加者数 112人

(5) 依存症回復支援者研修会

地域における依存症支援者の援助技術の向上を図り、本人や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を図ることを目的として実施した。

- 1) 日時・場所 令和5年11月24日（金） 午後1時30分～4時30分
- 2) 開催場所 群馬県勤労福祉センター 第1・2会議室

3) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等

4) 参加者 72名

5) 講義内容

①「薬物依存症の理解と支援」

講師：埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也 氏

②「当事者からのメッセージ」 NA（ナルコティクスアノニマス）メンバー

(6) 依存症地域生活支援者研修会

潜在的に依存症患者やその家族等に対応する機会のある生活の支援を行う者を対象にギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援に関する研修を実施し、依存症患者やその家族等の早期発見や適切な支援につなげる等の早期介入を図ることができる人材の育成を目的として実施した。

1) 日時・場所 令和5年12月22日（金） 午後1時30分～4時10分

2) 開催場所 群馬県立産業技術センター 多目的ホール

3) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等

4) 参加者 55人

5) 講義内容

①「ギャンブル等依存症の基礎知識」

講師：こころの健康センター 部長 草野 建祐 医師

②「多重債務とギャンブル等依存症」

講師：ぐんま市民司法書士事務所 司法書士 仲道 宗弘 氏
群馬ひまわりの会 赤石 美幸 氏

③「当事者からのメッセージ」 GA（ギャンブラーズアノニマス）メンバー

④ 質疑応答

(7) 連携会議運営事業

依存症患者に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を行うことを目的に依存症地域支援連携会議を開催した。

<アルコール・薬物分科会>

第1回

1) 日 時：令和5年6月27日（火） 午後2時～4時

2) 開催場所：こころの健康センター 別棟会議室

3) 参加団体：15団体（23人参加）

4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画の策定に向け、地域における課題や情報共有を行った。

第2回

- 1) 日 時：令和5年9月26日（火） 午後2時～4時
- 2) 開催場所：こころの健康センター 別棟会議室
- 3) 参加団体：13団体（21人参加）
- 4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画のアルコール・薬物依存症に関する内容について素案の検討を行った。

<ギャンブル等依存症分科会>

第1回

- 1) 日 時：令和5年7月4日（火） 午後2時～3時30分
- 2) 場 所：こころの健康センター 別棟会議室
- 3) 参加団体：16団体（25人参加）
- 4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画の策定に向け、地域における課題や情報共有を行った。

第2回

- 1) 日 時：令和5年10月12日（木） 午後2時～4時
- 2) 場 所：こころの健康センター 別棟会議室
- 3) 参加団体：14団体（22人参加）
- 4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画のギャンブル等依存症に関する内容について素案の検討を行った。

<ゲーム依存症分科会>

第1回

- 1) 日 時：令和5年7月25日（火） 午後2時～4時
- 2) 場 所：こころの健康センター 別棟会議室
- 3) 参加団体：9団体（19人参加）
- 4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画の策定に向け、地域における課題や情報共有を行った。

第2回

- 1) 日 時：令和5年10月31日（火） 午後2時～4時
- 2) 場 所：こころの健康センター 別棟会議室
- 3) 参加団体：9団体（19人参加）
- 4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画のゲーム依存症に関する内容について素案の検討を行った。

(8) ゲーム依存症支援者向け研修会

ゲーム依存症についての知識を深め、ゲーム依存症者とその家族に対する相談技術の向上すること、業務の中で依存症のおそれがある者に接した際に、適切な家庭支援

ができることを目的として開催した。

- 1) 日 時 令和 5 年 11 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
- 2) 開催場所 群馬県立産業技術センター 第 1・2 研修室
- 3) 参加者 134 人
- 4) 講師 群馬県立精神医療センター 医師 今井 航平 氏
- 5) 講義内容
 - ① インターネット・ゲーム障害の基礎知識と支援について
講師：群馬県立精神医療センター 医師 今井 航平 氏
 - ② 質疑応答

(9) アルコール問題対応力向上研修会

かかりつけ医及び産業医を対象に研修会を実施。アルコール依存による身体および精神症状の知識を深め、専門病院での治療方法について学ぶことを目的とした研修会を開催した。

- 1) 日 時：令和 6 年 1 月 28 日 (日) 午後 2 時 00 分～ 4 時 15 分
- 2) 場 所：群馬県庁 291 会議室
- 3) 参加者：40 人
- 4) 講義内容：
 - ①アルコール依存症 ～専門病院における依存症治療～
講師 赤城高原ホスピタル 医師 北村 徳章 先生
 - ②アルコール依存症 ～回復者の体験談～
講師 AA (アルコホーリクス・アノニマス) メンバー

(10) VBP : Voice Bridges Project (声のかけはしプロジェクト)

保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究。保護観察所と精神保健福祉センターが連携した薬物依存症地域支援システム。令和 4 年 9 月から開始、現在 5 名の調査を行っている。

(11) その他

県内における依存症関連問題自助グループや関係機関との連絡・調整、助言等を随時行っている。

- 1) 講話・研修会等
 - ①刑務所や保護観察所など、関係機関への講師派遣
 - ②出前なんでも講座 (依存症に関するもの) を 11 回実施した
- 2) 回復支援のための協力
ダルク・専門病院・保護観察所との回復プログラムの共有や情報交換・見学等
- 3) 情報発信
 - ①新聞・ラジオ・研修会を活用した依存症の啓発
 - ②依存症リーフレット、ポスターや依存症相談カードを作成、相談窓口の周知
 - ③インターネット検索連動型広告にてゲーム依存症に関する相談窓口の周知 (R3 年度新規事業)

7 思春期相談

(1) 事業の目的

思春期精神保健に関する知識の普及や相談等総合的な対策をとることにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見等を図る。

(2) 事業実績

1) 来所相談

思春期に対する専門医師による相談と必要に応じた心理検査の実施により、本人特性を踏まえながらアドバイスを行っている。

相談件数の内容は統計上、主なもので分類しているが重層的な内容が多い。

年度	相談件数		相談内容 (単位：件)							
			ひきこもり		不登校		発達障害		その他	
	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ
31(元)	18	26	7	11	4	5	0	0	7	10
2	11	16	7	10	2	3	0	0	2	3
3	28	38	11	15	8	9	0	0	9	14
4	24	29	15	16	4	6	0	0	5	7
5	11	18	5	7	1	1	0	0	5	10

2) 児童思春期講演会

児童思春期をテーマに年間1回「こころの県民講座」として開催。詳細については、14ページに記載。

8 自殺対策事業

(1) 事業の目的

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点として、平成29年4月1日、こころの健康センター内に「群馬県自殺対策推進センター」を設置した。令和5年度は、引き続き若年層への支援、ハイリスク者への支援及び地域の特性に応じた対策の支援等の事業を実施し、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より第5類に移行したことを受けて、これまでオンライン開催していた研修を集合開催で実施した。

(2) 事業実績

1) 若年層への支援

①教職員向け自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、教諭・養護教諭等を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和5年8月8日、8月17日、10月26日、11月13日、11月28日

参加者：21人(8月8日)、19人(8月17日)、20人(10月26日)、21人(11月13日)、24人(11月28日)

講師：新島 怜子保健師、新藤 優果保健師、鈴木 浄美保健師(こころの健康センター) 木藤陽香保健師(群馬県医務課) 入澤美幸保健師(藤岡保健福祉事務所) 山田行子保健師(群馬県教育委員会福利課)

②若い世代に向けた自殺対策動画の放映

若者に対して県の相談窓口に関する情報を届け、自殺を未然に防ぐために、若い世代に向けた自殺対策動画(3本)を群馬県内に本拠地を置くプロスポーツチーム(群馬クレインサンダーズ、群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパクサツ群馬)の協力を得て制作した動画をYouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で公開している。

動画は、各市町村にもデジタルサイネージ等での放映に協力を依頼し、伊勢崎市、太田市において放映を行った。

また、平成29年度に制作した動画を「群馬県自殺予防月間(9月)」及び「自殺対策強化月間(3月)」に、関東財務局前橋財務事務所の協力を得て「前橋地方合同庁舎」に設置されているデジタルサイネージで放映を行った。

2) ハイリスク者への支援

①自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)

当事者やその家族の同意を基に、救急指定病院等、職務上の対応により自殺未遂事案を把握した機関と市町村が連携し、自殺の原因や動機となる悩みに応じることで、再度の自殺企図を防ぐために包括的な相談支援を行う事業。令和5年4月より

東毛地域をモデル地域として、事業を開始した。

令和5年度の対象となる事例は0件だった。

②自殺企図者相談支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、警察、県及び中核市（前橋市、高崎市）が連携して、未遂者や家族に対する相談支援を行った。

令和5年度は、警察からの情報提供6件だった。（ほか中核市への情報提供1件）

③自殺未遂者こころの支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急指定病院と連携して帰宅後の未遂者や家族の支援を行うものであり、令和5年度は病院からの情報提供0件だった。

④かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催

うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るため、かかりつけ医や産業医を対象に、うつ病の基礎知識、診断・治療等に関する研修会を開催した。

日 時：令和5年11月26日（日）午後1時～5時30分

場 所：群馬県庁 291 会議室

参加者：48人

内 容：「うつ病の基礎知識」

群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学 教授 福田正人 氏（医師）

「うつ病の治療の実際とケア」

中泉メンタルクリニック 院長 黒崎成男 氏（医師）

「認知行動療法の仕組みとうつ病への対応方法について」

群馬大学医学部附属病院精神科神経科 病院講師 小野樹郎 氏（医師）

「産業保健におけるかかりつけ医、精神科医との連携」

柴田メンタルクリニック 院長 柴田信義 氏（医師）

3) 地域の特性に応じた対策の支援

保健福祉事務所が開催する地域自殺対策連絡会議を通じて、自殺対策に関する情報提供・助言など地域の特性に応じた対策の支援を行った。

4) 相談体制の充実

①こころの健康相談統一ダイヤル おこなおうまもろうよこころ 0570-064-556

全国共通の電話番号による自殺予防のための電話相談を行った。

相談時間は平日の 9:00～22:00（ただし、祝日及び年末年始を除く）で、令和5年度の相談件数は延べ 3,190 件である。

②こころのオンライン相談@gんま（LINE相談）

令和5年7月1日より開始し、相談機能の拡充を行った。

相談時間は、毎日19:00～24:00（土日祝日、年末年始を含む）

令和5年度末までの相談件数は延べ3,828件である。

③精神保健福祉相談（詳細については15ページに記載）

面接（来所）、電話及びメールによる精神保健福祉相談を実施した。

面接相談：181件（うち自殺関連28件）

電話相談：6,124件（うち自殺関連318件）

メール相談：32件（うち自殺関連3件）

④「多重債務者相談会」における「こころの相談」の実施

県消費生活課と市町村消費生活センター等で開催する相談会において、各保健福祉事務所や中核市の保健師の協力を得て、相談者に対する「こころの相談」を実施した。

10会場 39件

⑤自死遺族相談の実施

身近な人を自死で亡くされた方を対象に自死遺族相談を実施した。

相談日：毎月第1木曜日（予約制）

従事者：精神科医師、保健師

相談件数：8件8人（上記②面接相談の内数）

⑥自死遺族交流会の開催

自死により家族等を亡くした遺族のための交流会を実施した。（上記④を受けた者のうち希望者）

開催日：毎月第2金曜日

従事者：精神科医師、保健師

参加者：延50人

5) 人材育成

①自殺危機初期介入スキルワークショップ（再掲）

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、相談業務に従事する保健福祉関係職員、教諭・養護教諭を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和5年8月8日、8月17日、10月26日、11月13日、11月28日

参加者：21人（8月8日）、19人（8月17日）、20人（10月26日）、21人（11月13日）、
24人（11月28日）

講師：新島 怜子保健師、新藤 優果保健師、鈴木 浄美保健師（こころの健康センター） 木

藤陽香保健師（群馬県医務課）入澤美幸保健師（藤岡保健福祉事務所）山田行子保健師（群馬県教育委員会福利課）

②群馬県版ゲートキーパー手帳の配布

上記研修会のテキストとして群馬県版ゲートキーパー手帳を配布した。また、統計情報を更新し、研修を実施する保健福祉事務所、中核市等にデータの提供を行った。

配布部数：2,149部

③ゲートキーパーリーフレットの配布

簡易的な研修資料としてリーフレットを配布した。また、外国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）版のリーフレットを、ホームページに掲載した。

配布部数：400部

④ゲートキーパー講師養成研修

県や市町村へのアンケートからの課題を基に、受講者を講師として市町村、産業保健分野それぞれでゲートキーパー研修を企画できることを目的としたカリキュラムに再編成し、集合形式で研修を開催した。

開催回数：1回 参加者数：19人

⑤自殺予防講演会

自殺対策の推進及び充実を図るため、先進的な自殺予防対策に取り組んでいる講師による講演会を、群馬県自殺予防月間（9月）に開催した。

配信期間：令和5年9月1日（金）～10月22日（金）

開催方法：動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）

参加者：289人（動画再生回数739回）

演題：「生き心地の良い町ってどんな町
～日本で“最も”自殺が少ない町からの気づき～」

講師：情報・システム機構 統計数理研究所 特任准教授
岡 檀 氏

6) 広報啓発

①自殺予防啓発リーフレットの作成及び県ホームページへの掲載

群馬県自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等における啓発活動に使用するために、自殺予防啓発リーフレット「ひとりの命大切ないのち」を作成し、県ホームページへ掲載した。

また、県内市町村及び各保健福祉事務所等に周知し、活用を依頼した。

②自殺予防啓発事業の実施

ア 群馬県自殺予防月間（9月）

- ・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和5年8月15日（火）～9月13日（水）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、

関東財務局前橋財務事務所、伊勢崎市、太田市

期 間：令和5年9月1日（金）～9月29日（金）

イ 自殺対策強化月間（3月）

- ・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和6年2月15日（水）～3月14日（水）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、関東財務局前橋財務事務所、

伊勢崎市、太田市

期 間：令和6年3月1日（金）～3月29日（金）

ウ JR東日本高崎支社と協働した活動

群馬県自殺予防月間（9月）および自殺対策強化月間（3月）に、高崎駅構内のトイレに「こころの健康相談統一ダイヤル」案内カードを配置し、相談窓口を周知した。

エ その他

新聞・FMラジオでこころの健康センター統一ダイヤルの周知等を行った。

9 ひきこもり支援センター事業

(1) 事業の目的

平成26年6月にこころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設した。ひきこもりに特化した第一次相談窓口を設け、相談窓口を明確化し適切な機関へつなげることにより、相談者の掘り起こしや、初期的な状況での支援によって、長期化や深刻な状態となる重度化の減少を目的としている。主に、相談支援、関係機関との連携、人材育成、情報発信について事業を行っている。

(2) センターの概要

名称：ひきこもり支援センター

開設：平成26年6月1日

場所：群馬県こころの健康センター内

時間：電話相談は月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

来所相談は予約制

体制：ひきこもり支援コーディネーター（専任・嘱託）1人 *定数2人

保健師（兼務・正規）2人

(3) 事業実績

1) 相談支援

専任のひきこもり支援コーディネーターを配置し電話相談等に応じている。

相談内容に応じて、来所相談（保健相談・医師相談）や家族教室、他の適切な支援機関につないでいる。

①電話相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア 電話件数

	R元	R2	R3	R4	R5
実件数	289	279	302	254	252
延件数	528	639	625	488	601

イ 相談者内訳（延件数）

	R元	R2	R3	R4	R5
本人	65	105	88	88	107
本人以外	463	534	537	400	494

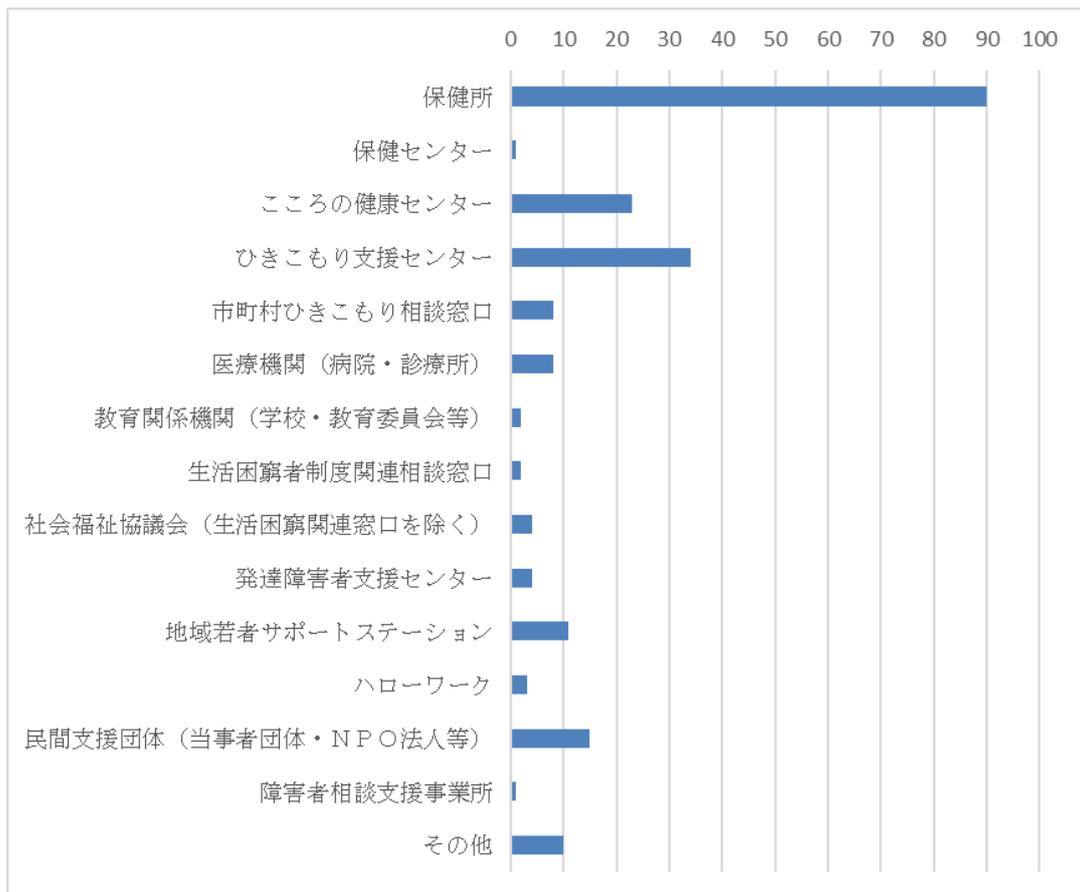
ウ 当事者性別（実件数）

	R元	R2	R3	R4	R5
男性	192	173	199	171	157
女性	73	89	84	69	75
性別不明及び個別相談ではない	24	17	19	14	20

エ 当事者年代（実件数）

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
R元	1	42	62	63	50	18	6	47
R2	0	41	71	39	35	21	7	65
R3	0	65	63	54	56	18	5	36
R4	0	54	59	54	26	23	5	33
R5	0	53	64	46	28	16	5	40

オ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント（厚生労働省統計に準ずる）

②来所相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア 来所件数（予約制）

	R元	R2	R3	R4	R5
実件数	35	38	50	46	35
延件数	53	87	69	80	56

イ 相談者内訳

相談者（延件数）

	R元	R2	R3	R4	R5
本人	21	30	14	44	22
本人以外（複数来所）	52	84	93	74	55

当事者性別（実件数）

	R元	R2	R3	R4	R5
男性	25	29	40	36	28
女性	9	9	10	10	7

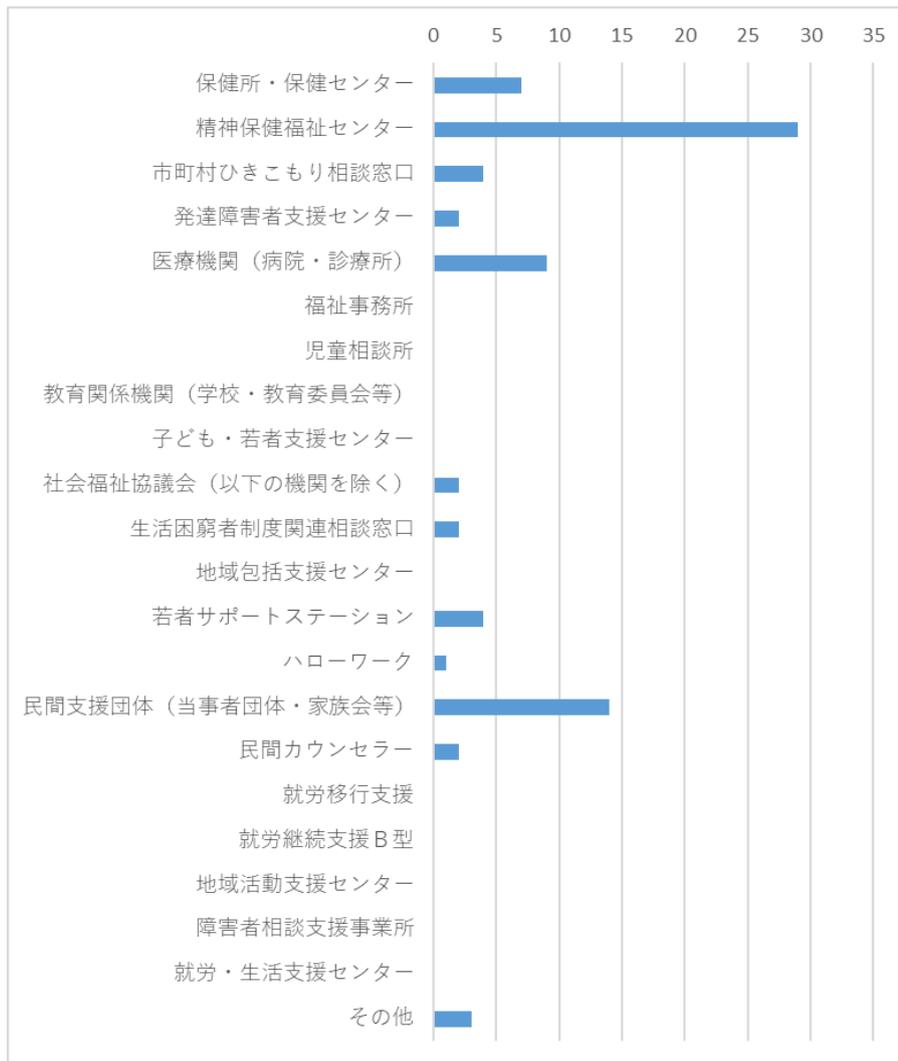
当事者年代（実件数）

	10代	20代	30代	40代	50代以上	不明
R元	6	14	10	2	0	2
R2	9	23	14	3	2	1
R3	19	18	6	4	3	0
R4	11	15	12	6	2	0
R5	6	17	7	4	1	0

ウ 対応（延件数）

	R元	R2	R3	R4	R5
情報提供	2	6	10	22	28
助言指導	12	37	30	12	10
傾聴	3	7	3	2	2
予約	7	25	21	26	10
関係機関へのつなぎ	29	12	5	18	6

エ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント（厚生労働省統計に準ずる）

2) ひきこもりの家族教室

目的 ひきこもりに関する知識や対応の工夫を学び、家族自身が気持ちのゆとりを持つ機会を提供する。

開催 原則第4木曜日 午後1時30分～4時

従事者 精神科医師、保健師、精神保健福祉士（嘱託）、心理士（嘱託）

参加者数 実25人、延83人（関係者見学：延7人）

場所 こころの健康センター 別棟会議室

内容 ひきこもりに関する知識や情報、声かけの工夫等を学ぶ情報提供型

備考 令和元年度下期にテキストを作成し、令和2年7月県ホームページに掲載、令和4年3月第2版に更新。下期から後半の時間を「家族の居場所」として時間を増やして実施。

日 程		内 容
上期	下期	
4月27日	10月26日	『ひきこもり』とは
5月25日	11月30日	『本人と家族の気持ち』『会話の工夫』
6月22日	12月21日	『関わり方の工夫』～こんなときどうする？～
7月27日	1月25日	『生活を豊かにする』
8月24日		外部講師による講話 あさひ社会保険労務士事務所
	2月22日	外部講師による講話 ぐんま若者サポートステーション

3) 関係機関との連携

①ひきこもり支援機関連絡協議会

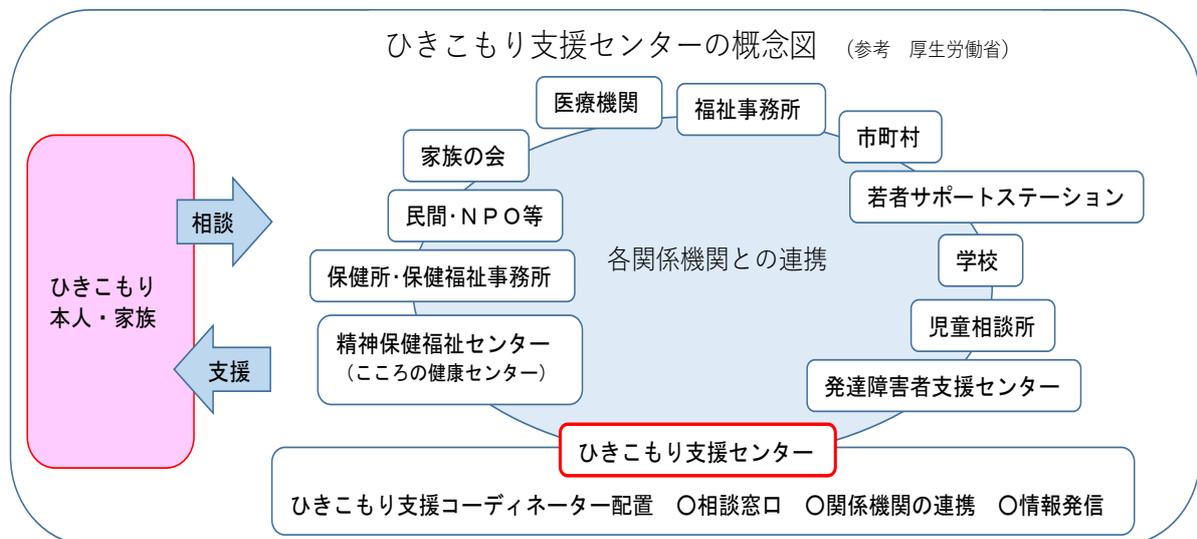
- ・既存の県子ども・若者支援協議会（代表者会議、実務者会議）を活用
- ・令和4年度実績を書面にて報告

②ひきこもりサポーターズ・ミーティング（関係機関とのオンライン意見交換会）

- ・令和3年度試行を経て令和4年度から偶数月定例開催
- ・児童福祉・青少年課を含む県庁内関係部署、県社協、市町村、民間団体等参加

③講師派遣等

- ・出前なんでも講座：2件 参加者延べ63名
- ・R5年度 Save ぐんま専門研修（上半期）：参加者44名
- ・地域生活定着支援センター主催「80・50問題にどう取り組むか～地域のネットワーク構築に向けて～」シンポジウム：参加者47名
- ・家族教室や家族のつどいに関する派遣：伊勢崎市1件



4) 人材育成

①ひきこもり支援関係職員研修会

- ・日 時：令和5年9月22日（木） ZOOMによるオンライン形式
- ・内 容：行政説明 群馬県障害政策課精神保健室、こころの健康センター
基調講演「円滑な支援を支える初回面接とアセスメント」
日本福祉大学社会福祉学部 教授 野尻紀恵氏
情報交換 ZOOMのブレイクアウトルーム機能を使用
- ・対象者：市町村行政、社協、福祉団体等ひきこもり支援関係職員
- ・参加数：①当日参加 21団体（25名）、②動画配信のみ 92名

②ひきこもり講演会

- ・方 法：Web開催（事前に申込みをした県民に対し、期間限定で配信）
- ・期 間：令和5年1月12日（金）～令和6年2月29日（木）
- ・内 容：第一部 ひきこもり経験者による体験談
第二部 親子の対話をとおしてお互いの体験の振り返り
- ・講 師：ひきこもり経験者 後藤匡人氏（第一部及び第二部）
ひきこもり経験者の母 後藤誠子氏（第二部）
- ・対象者：一般県民及び保健、医療、福祉、教育等関係機関の職員
- ・申込数：372名（動画再生回数762回）

③市町村ひきこもり対策担当職員研修会

- ・日 時：令和5年8月30日（水）13：30～16：00
- ・場 所：前橋合同庁舎6階大会議室（参集型）
- ・内 容：行政説明 群馬県障害政策課 中里主事
情報提供 群馬県社会福祉協議会の取組 茂木相談員
ひきこもり支援センターの取組 前田コーディネーター
取組紹介 みなかみ町 鈴木係長 高林相談員
邑楽町 小林保健師
グループワーク
- ・対象者：市町村及び保健福祉事務所の職員
- ・参加数：18市町村から23名、4保健福祉事務所から4名

5) 情報発信

- ①新聞、ラジオ、研修会等での広報活動
- ②ひきこもり支援センターのリーフレット配布
- ③メルマガ掲載（子ども・若者支援協議会）

10 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

		H30	R元	R2	R3	R4	R5
申請		6,754	7,812	7,459	8,896	8,795	10,139
承認		6,696	7,739	7,373	8,746	8,636	9,972
承認内訳	1級	2,259	2,391	2,127	2,147	1,870	2,014
	2級	3,402	3,872	3,446	4,066	3,918	4,439
	3級	1,035	1,476	1,800	2,533	2,848	3,519
不承認		58	73	86	150	159	167
年度末時点の手帳保有者数 (診断書 + 年金証書)		13,105	14,412	14,953	15,980	17,044	18,343

11 自立支援医療費（精神通院医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証（精神通院）を交付した。

(単位：件)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
申請		28,549	30,261	23,171	33,519	34,243	35,619
認定		28,547	30,253	23,163	33,509	34,230	35,603
内訳	新規	4,146	4,222	3,684	4,529	4,751	5,004
	継続	20,642	22,174	15,916	24,468	25,128	24,005
	変更	3,759	3,857	3,563	4,512	4,351	6,594
不認定		2	8	8	10	13	16
年度末時点の認定者数		24,269	25,713	28,628	28,176	29,374	30,811

1 2 精神医療審査会

精神医療審査会では、精神科病院に入院中の者の人権擁護と適正な医療の確保のために、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告並びに医療保護入院者の入院届の審査と、入院患者等からの退院・処遇改善の請求に関して審査を行っている。

(1) 退院請求等の受付

専用電話（退院請求専用電話）により精神科病院の入院患者やその保護者から、退院や処遇改善等の受付を行った。

①相談の内容

(単位 件)

年度		R2	R3	R4	R5
合計 (A + B + C)		406	291	324	317
退 院 請 求 (A)	措置入院	27	24	30	30
	医療保護入院	161	125	161	197
	任意入院	11	15	19	22
	緊急措置入院	0	0	0	0
	形態不明	13	16	22	30
処 遇 改 善 (B)	他の入院形態への変更	5	0	4	0
	病棟異動及び隔離解除	2	5	8	1
	外出・外泊	0	0	0	4
そ 他 (主 な 訴 え) (C)	入院理由が納得できない	3	1	0	0
	病院職員の接遇態度への不満	20	4	7	7
	病院設備に対する不満	6	5	3	1
	主治医の変更希望等	4	1	0	0
	治療内容に納得できない	7	3	2	1
	入院が長期化している	0	0	0	0
	家のことが心配である	0	0	0	0
	入院費の不満	0	0	0	1
	審査会の問い合わせ	48	45	9	1
その他	99	47	59	22	

②相談者の入院形態

(単位 件)

年 度	R2	R3	R4	R5
合 計	406	291	324	317
措置入院	50	29	33	32
医療保護入院	273	202	198	211
任意入院	16	25	41	27
緊急措置入院	0	0	0	0
形態不明	67	35	52	47

(2) 審査会委員数及び開催状況

精神医療審査会は、4つの合議体で審査し、各合議体の構成は次のとおりとなっている。合議体は、原則毎月第1水曜日・第3水曜日の月2回、当センター内において開催された。

(単位 人)

	委員数	法律家委員	学識経験委員	医療委員
第1合議体	5	1	2	2
第2合議体	5	1	1	3
第3合議体	5	1	1	3
第4合議体	5	1	1	3
合計	20	4	5	11
予備委員	—	—	2	5

審査回数	24
全体会議回数	1

(3) 定期の報告等に係る審査状況

審査件数は、措置入院者の定期病状報告が9件、医療保護入院者の定期病状報告が1,927件、医療保護入院者の入院届が3,285件であった。審査結果は、1件が「他の入院形態への移行が適当」、その他全てが「現在の入院形態の入院が適当」と認められた。

(単位 件)

年度	R2		R3		R4		R5	
	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数
措置入院者の 定期病状報告	17	6	11	0	14	8	9	2
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,891	309	1,894	232	1,831	245	1,927	401
医療保護入院者の 入院届	2,917	383	3,383	389	3,469	415	3,285	635
合計	4,825	698	5,288	621	5,314	668	5,221	1,038

注：上記表の審査結果は、R5の「他への入院形態への移行が適当」1件を除き、全て「現在の入院形態の入院が適当」。意見聴取はなし（返戻後の再審査を含む）

(4) 退院・処遇改善命令請求に係る審査状況

年度内の請求受理件数は、退院請求が52件、処遇改善請求が0件、計52件であった。また、前年度の受理で繰越しとなった退院請求が5件あった。以上の合計57件のうち、請求の取下げや患者の退院により審査が行われなかったものを除いて、退院請求38件の審査が行われた。

審査結果は、「入院継続」34件、「他の入院形態への移行が適当」3件、「退院が適当」1件であった。

年度		R2		R3		R4		R5		
内 容		退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	
請求受理件数		46	1	56	1	48	2	52	0	
前年度からの繰越		1	0	5	0	3	0	5	0	
取下げ件数		9	0	10	0	4	1	15	0	
退院済件数		1	0	5	0	3	0	4	0	
審 査 結 果	退 院 請 求	入 院 適 当	31	—	42	—	36	—	34	—
		形 態 移 行	0	—	1	—	1	—	3	—
		退 院 適 当	1	—	0	—	2	—	1	—
	処 遇 改 善 請 求	処 遇 適 当	—	1	—	0	—	0	—	0
		改 善 必 要	—	0	—	1	—	1	—	0
次年度への繰越		5	0	3	0	5	0	0	0	

1 3 関係機関との連携

(1) 精神保健福祉業務連絡会議

中核市、県保健福祉事務所、県児童相談所、県発達障害者支援センター、県障害政策課に勤務する保健師等がこころの健康センターに参集し、精神保健福祉業務や児童思春期関連業務に関するそれぞれの取組を情報共有し、相互理解を深め、課題や問題点の検討を行った。

開催日	主な議題
第1回 令和5年 7月4日 (会場)	(1) 所長講話「精神保健福祉における地域づくり」 (2) 精神科救急業務とアウトリーチ活動について (3) 自殺対策について (4) ひきこもり対策について (5) 各保健福祉事務所における精神保健福祉業務について (6) 関係機関からの情報提供
第2回 令和5年 9月29日 (会場)	(1) 精神科救急業務について (2) 自殺対策について (3) 依存症対策について (4) ひきこもり対策について (5) 各保健所における精神保健福祉業務について (情報交換及び困難事例の共有) (6) 困難事例や他所属の参考になる事例の共有 (7) 関係機関からの情報提供
第3回 令和6年 1月30日 (会場)	(1) こころの健康センターにおける事業実施状況について (2) 各保健所における精神保健福祉業務実施状況について (3) 関係機関からの情報提供 (4) 研修の復命

(2) 群馬県精神保健福祉協会との連携

群馬県精神保健福祉協会は、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に平成14年3月26日に設立された。県民と地域社会の「こころの健康づくり」の推進をめざし、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神障害者への理解を深めるための活動及び精神障害者の社会参加の推進などの活動を行っている。

こころの健康センターでは、以下の令和4年度事業について運営等支援を行った。

- 1) 定期総会・日本精神保健福祉連盟会長表彰等表彰式の開催
- 2) 県民こころの健康づくりセミナー

開催日・会場 令和5年5月13日(土)・群馬県社会福祉総合センター

基調講演 「当事者主体の精神保健サービスを目指して～当事者の立場から～」

講師 認定NPO法人地域精神保健福祉機構 理事 佐々木 理恵 氏

- 3) 理事会開催(年間3回)
- 4) 精神保健福祉協会だより発行(年1回)及び協会ホームページの運用
- 5) 若者のメンタルヘルス教育(出前講座)

※こころのふれあいバザー展は中止

(3) 群馬県精神障害者社会復帰協議会との連携

群馬県精神障害者地域移行支援事業を受託した群馬県精神障害者社会復帰協議会と、地域移行支援事業フォーラム(オンライン)を令和3年度より共同開催している。

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動

平成 16 年 1 月から、精神科救急情報センターが設置され、県内の精神保健福祉法第 23 条通報から法第 26 条の 3 の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第 23 条通報においては、24 時間体制となっている。

また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所・中核市等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践している。この活動により、生活支援の届かなかった精神障害者に地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

2 精神科救急情報センターの体制

(1) 24 時間体制で職員が通報等に対応する。

(2) 日中から夜間帯(8:30~22:00)は、23 条通報に、保健師 1 人、事務職員 1~2 人が通報のあった警察署等に出向いて事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て移送及び措置診察の立会いを実施している。

(3) 日中から夜間帯(8:30~22:00)の通報対象者の移送は、タクシー会社(複数)と委託契約し、委託車両(10 人乗りのワゴン車)により行っている。(職員同乗)

(4) 深夜帯(22:00~翌朝 8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応。移送等は民間救急と契約し行っている(職員同乗)。

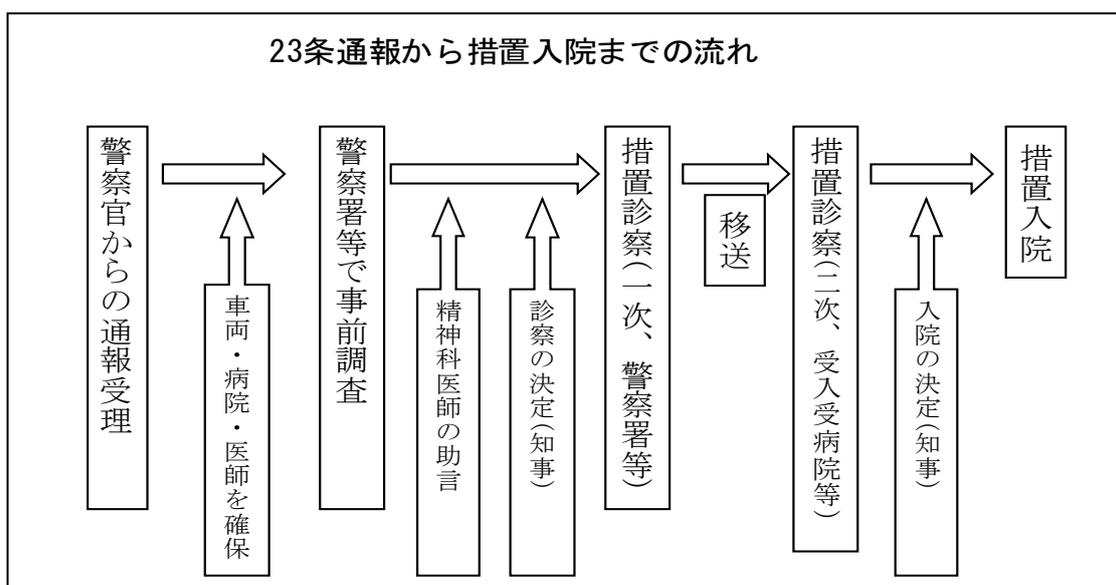
(5) 日中から夜間帯(8:30~22:00)の移送業務にあたっては、県立精神医療センター看護師又は警察官 0B(会計年度任用職員)の計 2 人の協力を得ている。

深夜帯(22:00~翌朝 8:30)は民間救急の職員 2 人と対応。

3 精神科救急情報センターの主な業務

(1) 精神障害者の措置入院のための移送業務

- 1) 通報等の受理
- 2) 事前調査の実施(警察署等に出向いて面接(深夜帯は電話調査))
- 3) 精神科医師の助言
- 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
- 5) 措置診察の実施・立会い
- 6) 被通報者の移送(委託車両による)
- 7) 行政措置の執行



（２）精神科アウトリーチ活動の実践

困難事例や再通報の可能性のある事例に対して、精神科アウトリーチ活動（地域支援活動）を行っている。アウトリーチ活動は、相談・訪問・支援会議等により、保健福祉事務所等と連携のもとに実施している。

（３）精神科救急情報センター事例検討会議

県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図るもの（詳細は54頁に記載）。

4 精神科救急情報センター業務の実績

（１）移送業務

令和5年度は、通報等総数576件のうち、警察官の通報(23条)が最も多く、481件(83.5%)で、次いで、矯正施設の長の通報(26条)が69件(12.0%)、検察官の通報(24条)24件(4.1%)、一般人の申請(22条)1件(0.2%)、精神科病院管理者の届出(26条の2)1件(0.2%)の順になっている。保護観察所の長の通報(25条)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26条の3)は0件であった。

1) 申請・通報・届出の時間帯別発生状況

(単位：件)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
申請・通報・届出 全体		658	583	576	
22条 (旧23条)		0	0	1	
23条 (旧24条)	小計	536	498	481	
	平日	日中	161	148	141
		夜間	89	115	94
		深夜	108	77	81
	休日	日中	76	67	73
		夜間	49	39	44
深夜		53	52	48	
24条 (旧25条)		49	22	24	
26条		72	63	69	
26条の2		1	0	1	

注：23条通報のみ、詳細の内訳を示す。

「休日」：土日・祝日法による休日・年末年始の休日

「平日」：「休日」以外 「日中」8:30～17:15

「夜間」17:16～22:00 「深夜」22:01～翌8:29

表頭の期間において発生しなかった通報等は、表側から省いている。

令和5年度の申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが341件で通報総数576件の59.2%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは84件で、緊急措置入院後、診察により措置入院になった52件を合わせると136件となり、全通報件数の23.6%であった。措置診察（緊急措置診察含む）にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは99件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった35件と合わせると134件となる。緊急措置入院後、入院とならなかったもの13件、措置診察（緊急措置診察含む）を実施し、入院とならなかったものは51件であった。

入院病院は、入院した総数277件のうち、県立精神医療センターへの入院が202件(72.9%)、その他の病院は75件(27.1%)であった。

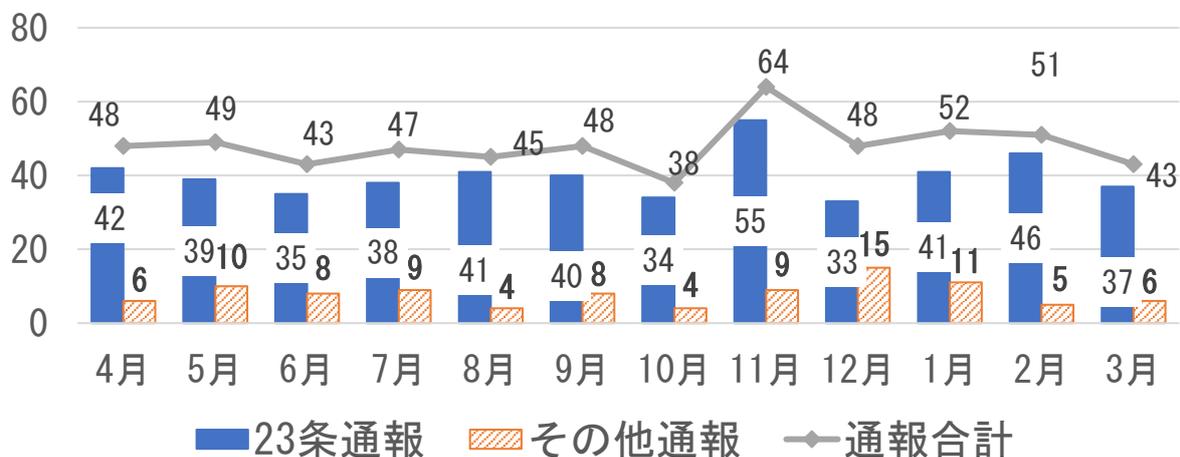
2) 措置診察の実施状況及び措置診察の結果

(単位：件)

区分			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			23条	その他	小計	23条	その他	小計	23条	その他	小計
措置診察実施	措置入院	県立病院	68	8	76	54	5	59	60	6	66
		民間病院	51	22	73	64	6	70	62	8	70
		小計	119	30	149	118	11	129	122	14	136
	医療保護入院	県立病院	133	0	133	117	0	117	129	0	129
		民間病院	11	3	14	2	0	2	5	0	5
		小計	144	3	147	119	0	119	134	0	134
	任意入院	県立病院	9	0	9	5	0	5	6	0	6
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	9	0	9	5	0	5	6	0	6
	応急入院	県立病院	0	0	0	1	0	1	1	0	1
		民間病院	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		小計	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	入院計	県立病院	210	8	218	177	5	182	196	6	202
		民間病院	63	25	88	66	6	72	67	8	75
		小計	273	33	306	243	11	254	263	14	277
帰宅・その他			95	5	100	55	6	61	63	1	64
計			368	38	406	298	17	315	326	15	341
措置診察不実施			163	83	246	187	67	254	152	80	232
通報取下げ			5	1	6	13	1	14	3	0	3
合計			536	122	658	498	85	583	481	95	576

令和5年度 月別通報件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
23条通報	42	39	35	38	41	40	34	55	33	41	46	37	481
その他通報	6	10	8	9	4	8	4	9	15	11	5	6	95
通報合計	48	49	43	47	45	48	38	64	48	52	51	43	576



3) 23条通報年度別通報等の疾患診断 (ICD-10) 分類 (単位: 件)

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	計
令和元年度	46	31	135	34	62	2	16	17	27	0	0	79	449
令和2年度	56	25	173	28	64	1	17	9	24	1	0	89	487
令和3年度	60	23	144	35	43	0	24	18	15	0	2	172	536
令和4年度	65	22	124	22	25	0	8	20	5	0	0	207	498
令和5年度	61	15	151	29	32	1	12	8	5	6	1	160	481

(注) 各コード内容

- | | |
|---------------------|----------------------|
| F0 器質性精神障害 | F6 パーソナリティ障害 |
| F1 精神作用物質使用による精神障害 | F7 精神遅滞 |
| F2 統合失調症・妄想性障害 | F8 心理発達障害 |
| F3 気分(感情)障害 | F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害 |
| F4 神経症ストレス関連身体表現障害 | G40 てんかん |
| F5 生理的障害等に起因する行動症候群 | |
- 「診察不実施」は「その他」に含めている。

4) 23条通報となった自傷他害行為の内容

(単位：件)

	自傷	他害								その他	計
		家庭内				家庭外					
		迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害		
令和2年度	141	92	18	73	14	2	124	11	12	0	487
令和3年度	186	76	29	73	5	135	10	20	2	0	536
令和4年度	175	49	11	80	5	130	18	27	3	0	498
令和5年度	149	83	19	70	7	118	8	24	3	0	481

(注) 自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

他害行為は、概ね同居している親族（内縁も含む）を家族内、それ以外を家族外とした。

迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

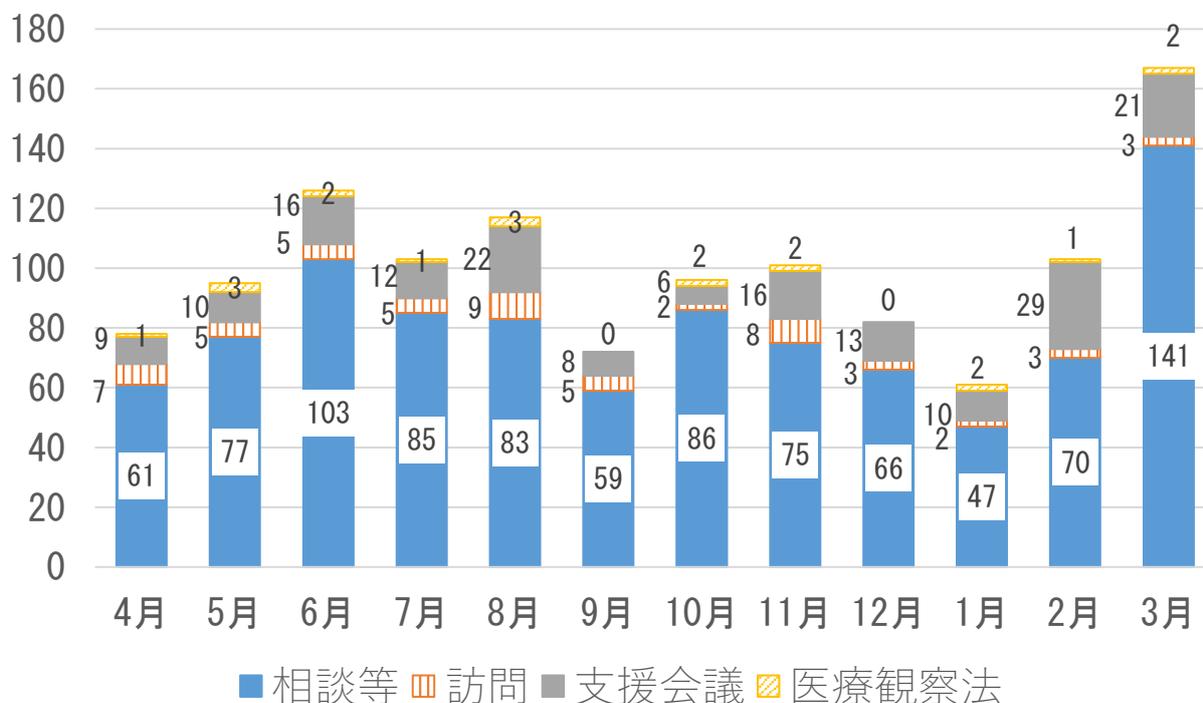
(2) 精神科アウトリーチ活動（相談・訪問・支援会議・医療観察法）

1) 年度×活動件数（平成17～令和5年度）（単位：件）

年度	相談等	訪問	支援会議	医療観察法
平成17年度	1,212	110	144	—
平成18年度	909	135	165	—
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1,322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35
平成22年度	598	74	135	41
平成23年度	763	71	137	45
平成24年度	859	84	141	41
平成25年度	895	61	149	43
平成26年度	670	47	111	34
平成27年度	893	53	117	43
平成28年度	1,205	56	147	54
平成29年度	1,074	68	143	38
平成30年度	1,060	62	122	42
令和元年度	1,057	61	166	33
令和2年度	1,533	100	206	13
令和3年度	1,870	123	301	12
令和4年度	1,217	97	243	22
令和5年度	953	57	172	19

※平成16年1月19日から現行の精神科救急情報センターが稼働

令和5年度 月別アウトリーチ実施件数



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

- 1) 目的 救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより救急移送システムが円滑に機能するよう関係機関相互の調整を図る。
- 2) 構成員 群馬大学精神科教授、民間精神科代表（4病院）、前橋地方検察庁検事、弁護士会代表、県警本部生活安全企画課、市町村代表（2市）、消防代表、県立精神医療センター院長、保健所代表（2カ所）、群馬県庁保健師会代表、障害政策課（課長）、こころの健康センター（所長・精神保健主監）、こころの健康センター所長が特に認める者 計20人

3) 開催状況

	開催日	事例の内容
第1回	令和5年 6月8日	精神科救急で対応すべき認知症事例とはどのようなものか
第2回	9月21日	精神科救急における輪番制度や23条通報の役割
第3回	11月16日	男女間のもめごとから自殺をほのめかす事例に対し、精神科の強制医療は何ができるか
第4回	令和6年 2月15日	後見人の意向による施設退所・退院とその後の23条通報を繰り返す事例

(4) その他（関係機関との連絡調整会議等）

1) 医療機関（県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院）との調整会議

- ①目的 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり移送の協力体制を構築している県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院の関係職員並びに障害政策課精神保健室関係職員と、措置移送業務全般について協議する。

②開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和6年 1月24日	1 報告事項 (1) 令和4年度申請・通報・届出件数等について (2) 令和5年度申請・通報・届出件数等について (11月末まで) (3) 深夜帯移送の実施及び出動体制の変更について (4) インシデント・アクシデントについて (5) 精神保健福祉法第23条通報にかかる研修会 (警察署員を対象とした勉強会)について 2 議題 (1) 精神保健福祉法改正について (2) 法第34条移送について (3) 平日日勤帯の措置診察医の確保について (4) 意見交換	18人

2) 精神科救急業務検討会

①目的 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。

②出席者 精神科病院地域精神保健福祉担当職員
障害政策課精神保健室関係職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

	開催日	主な議題	出席者
第1回	令和5年 10月3日	1 情報提供 ・精神科救急業務に関するセンターの実績について ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて ・群馬県ひきこもり支援のための広域的居場所づくり事業について 2 意見交換 ・精神科救急医療システムにおける夜間・休日輪番制について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて	32人
第2回	令和6年 2月6日	1 情報提供 ・精神科救急業務に関するセンターの実績について ・精神保健福祉法改正について (R6年4月1日施行分) ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて ・措置入院に関する仮退院、症状消退届の手続きについて 2 報告及び意見交換 ・身体合併の精神科医療について	36人

3) 刑務所との地域連携情報交換会

①目的 矯正施設の長からの通報による精神科救急業務の円滑な推進を図るとともに、出所後の地域支援を円滑に行えるよう連携を強化する。
(平成30年度から開催)

- ②出席者 前橋刑務所処遇部企画部門分類担当職員
群馬県地域生活定着支援センター職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和5年 9月19日	1 対象者に係る事前調査で提供できない個人情報について 2 前橋刑務所の概要について 3 矯正施設での医療の状況について 4 診察実施、入院不要となった場合の対応、事前調整について 5 刑務所内でのアルコールプログラム受講者について 6 令和4年度及び5年度（8月末まで）申請・通報・届出件数等について	12人

4) 検察庁との情報交換会

- ①目的 24条通報の対応を行う精神科救急情報センター職員、起訴の対応にあたる検事及び副検事、社会復帰や再犯防止の対応を行う検察事務官、それぞれの業務について情報交換や意見交換を行うことにより、対象者の地域支援を円滑に行えるよう、連携を強化する。（令和元年度から開催）
- ②出席者 前橋地方検察庁職員（検事及び副検事、検察事務官）
群馬県地域生活定着支援センター職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和5年 9月27日	1 精神保健福祉センターについて 2 精神科救急情報センターについて 3 24条通報対応について 4 検察庁からの質問・要望等	11人

5) 警察勉強会

- ①目的 警察官の精神障害に対する理解を促進し、23条通報の適正な運用を図る。（平成27年度から開催）
- ②出席者 県内警察署職員、こころの健康センター職員、保健福祉事務所・中核市保健所職員、管内市町村職員等
- ③場所 県内各警察署（16か所）

④開催内容

開催日	内 容	出席者
令和5年 10月～ 令和6年 2月	1 23条通報における警察署と精神科救急情報センターの 協働（所内医師） 2 ゲートキーパー養成研修（所内保健師等）	557人

(5) こころの健康センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により新しく配属された職員及び会計年度任用職員を対象に研修を実施した。

日 程	主 な 内 容	出席者
令和5年 4月5日 ～6日	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康センター・精神科救急情報センター業務について ○こころの健康センターの勤務体制 ○庁舎管理 ○精神科救急情報センター業務の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・DVD視聴 23条通報受理から出動まで ・業務マニュアル ・移送業務における通知等の書き方等 ・警察からの23条通報の受け方 ・事前調査票の作成について ・助言の受け方、決定の受け方、診察医への報告の仕方等 ・書き方のポイント ○疾患の理解 ○通報対応時の新型コロナウイルス感染症対応フロー ○CVPPP ○安全管理指針 ○医療保護入院のための移送について ○インシデント・アクシデントについて ○質疑応答、感想 	22人

5 措置入院者の退院後支援

(1) 経緯について

精神障害者が退院後にどの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援(以下「医療等の支援」)を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的とし、平成30年3月に厚生労働省が「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を発出した。

このガイドラインを受け、本県では精神保健福祉法第23条から第26条の3に基づく通報・届出への対応を当センターで行っていることから、県精神保健室と当センターが中心となって検討を重ね、平成30年12月に「群馬県における措置入院者退院後支援実施要領(試行版)」を制定、試行を開始し令和元年10月から本格施行とした。

対応の詳細は以下のとおり。

時 期	概 要
平成30年3月	厚生労働省がガイドラインを発出
4月	厚生労働省が自治体向け説明会を開催
5～6月	県精神保健室とこころの健康センターで対応方針を協議
7月	保健福祉事務所及び中核市担当者へ基本的な対応方針を説明
8月	各精神科病院の相談担当者(P S W)に基本的な方針案を説明 各精神科病院へ調査*への協力を依頼 保健福祉事務所担当者と「退院後支援のあり方に関するワーキンググループ」を開催
10月	保健所長会、中核市、精神科病院協会等の関係団体へ対応方針を説明(県精神保健室)
12月	県実施要領制定、試行開始
令和元年10月	本格施行

※調査の概要：「退院後支援の対象者のイメージに係る参考調査」として、支援の必要性をより具体的に判断するため、臨床の立場から退院後に必要となる支援量が増大すると思われる措置入院者のイメージを聞いた

(2) 概要について

1) 支援対象者

措置入院になった者(※)のうち、自治体を中心となって退院後の「医療等の支援」を行う必要性が特に高いと思われる者で、かつ本人の同意が得られた者。

※措置が解除された後、他の入院形態(医療保護入院等)により継続して入院してから自宅等の地域へと退院する者も含む。

2) 各機関の役割と実施までの流れ

- ・群馬県または中核市

退院後に必要な「医療等の支援」内容を記載した「支援計画」の作成。

- ・支援対象者が入院措置されている病院

支援計画作成のために必要な情報収集及び連絡調整等への協力。

- ・支援対象者の退院後居住地を管轄する保健所

支援計画に基づいた相談支援等の実施、関係支援機関による支援等の総合調整の実施。

(3) 令和5年度実績 (H30.12.25 施行)

- ・計画に基づく支援を行うことについて、説明した対象者 18名
- ・うち、同意した対象者 16名

管轄保健所	説明した対象者	うち同意した対象者
前橋市	1名	0名
高崎市	7名	7名
渋川	0名	0名
伊勢崎	0名	0名
安中	1名	1名
藤岡	1名	1名
富岡	1名	1名
吾妻	1名	1名
利根沼田	4名	4名
太田	0名	0名
桐生	1名	0名
館林	0名	0名
県外	1名	1名

IV 学会発表・調査研究

1 学会発表等

令和5年度中に発表を行った主な各種学会等は次のとおりである。

- (1) 佐藤浩司 大館実穂 草野建祐 三浦侑乃
自殺対策としての警察官通報措置移送業務～群馬県からの報告
第119回日本精神神経学会学術総会（横浜市 2023.6）

- (2) 武者喜久 白沢理奈 星野哲朗 太田知幸 牛込久美子 永井佳美
佐藤浩司
群馬県における高齢者の23条通報の同行と今後の地域支援に関する一
考察
— 23条通報に至る背景の分析から—
第59回全国精神保健福祉センター研究協議会
（茨城県 2023.10）

- (3) 武者喜久 白沢理奈 星野哲朗 太田知幸 牛込久美子 永井佳美
佐藤浩司
群馬県における高齢者の23条通報の同行と今後の地域支援に関する一
考察
— 23条通報に至る背景の分析から—
令和5年度群馬県地域保健研究発表学会（前橋市 2024.3）

V 実習・視察

1 実習及び視察等一覧

令和5年度は、令和2年度に作成した実習用動画を活用しながら、地域保健実習の協力、実地研修等として医学生、研修医等を受け入れた。

(1) 実習・研修受入れ実績

区分等	期間	日数	実人数
群馬大学医学部医学科3年生 公衆衛生学見学実習	R5.6.12	1	12
群馬大学医学部医学科5年生 臨床実習（地域保健実習）	R5.7.27、8.4、8.8	3	1
	R5.11.15～11.17	3	1
初期臨床研修医	R5.6.9	2	5
	R5.11.30	1	
	R5.12.15	2	
前橋地方検察庁司法修習生等 視察実習	R5.8.25	1	15
群馬県立精神医療センター 新人看護師研修	R5.12.8	1	4
群馬県県民健康科学大学看護学部 卒業研究	R5.9.12	1	1
群馬県新任期保健師業務研修会	R6.2.29	1	6
	R6.3.5	1	6

(2) 実習用動画

- ①視聴者 群馬大学医学部医学科4～5年生・臨床実習（精神科神経科） 121人
群馬県立精神医療センター 初期臨床研修医師 39人

②DVDコンテンツ【R2年度作成版】概要（約2時間）

項目	内容	担当
地域における精神保健福祉医療の概要	精神医療の歴史	所長
	精保センターの歴史の中の位置づけ	
	精神科救急情報センターの歴史と成立	
	当センター業務の概要	
所内医師業務の概要	精神医療審査会	所内医師
	自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳	
	所内相談、地域支援、関係機関医学相談、講演	
	措置診察	
	精神科救急対応の実際、一連の流れ（動画）	
所内案内	各室の概要、医師業務の実際（審査会、自立支援、手帳、精神科救急）	保健師
保健師活動の概要	当センターにおける保健師活動	
	救急対応、事後対応、アウトリーチ活動 依存症相談拠点、ひきこもり支援センター、自殺対策推進センターの概要	

VI 公表資料・印刷物

1 公表資料・印刷物一覧

令和5年度中に作成した公表資料・印刷物は下記のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 群馬県こころの健康センター相談のご案内 | ・・・66 |
| (2) ひとりの命大切ないのち（リーフレット） | ・・・68 |
| (3) こころの健康相談統一ダイヤル案内カード | ・・・70 |

群馬県こころの健康センター相談のご案内

こころの健康センターでは、県民のみなさまからのこころの健康に関する相談(精神保健福祉相談)に応じています。

(相談は秘密厳守で行います)

面接相談(完全予約制)

申込ダイヤル 027-263-1156

- 依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する面接相談を行います(相談料はかかりません)。
- 電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方に相談日を予約していただきます。
- ひきこもり面接相談の予約は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。

電話相談

相談ダイヤル 027-263-1156

相談は月曜日～金曜日の9時～17時(祝日及び年末年始を除く)

- 電話で相談内容をおうかがいし、医療機関のご案内、受診方法を助言します。相談内容により、適切な相談機関をご案内します。
- 電話でのカウンセリングや継続的な相談はお受けしていません。
- 相談が集中した場合、電話がつながりにくいことがありますので、ご了承ください。
- ひきこもりに関するご相談は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。



メール相談

メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

- メールで相談内容をおうかがいし、適切な相談機関をご案内します。
- 相談は群馬県在住の方に限り、お一人1回限りのご利用とさせていただきます。
- 緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。
- 相談は24時間受信していますが、返信は1～2週間程度かかります。2週間経過しても返信がない場合には、相談ダイヤル(027-263-1156)へお問い合わせください。
- 当所からの返信が受信できるよう、機器の設定環境をご確認ください。

ご相談の際は、以下の項目を明記して送信してください。

- ・ 件名は「相談希望」
- ・ 返信先アドレス
- ・ 相談者の年齢、性別、お住まいの市町村
- ・ 相談内容(具体的かつ簡潔にまとめてください)

各種支援事業

依存症家族教室

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症のある方のご家族を対象とした教室です。ご家族が依存症について正しい知識を持つことで元気を取り戻し、本人を回復につなげることができるよう家族支援プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に教室をご案内しています。

ぐんま〜ぷ(依存症再発防止プログラム)

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症当事者を対象としています。依存症から回復するためには、依存症を知り、再使用しなくて済む方法を身に付けることが効果的です。ぐんま〜ぷでは、アルコールや薬物、ギャンブル等のない生活を送り続けたいと願う方を対象にテキストを使った再発防止プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後にプログラムをご案内しています。

自死遺族交流会

大切な人(家族・婚約者・親しい友人など)を自死で亡くした方々が、匿名で安心して思いを語り合える会です。参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に会をご案内しています。

ひきこもり家族教室

ひきこもりとは自宅などに閉じこもることが多くなり、人との関わりや社会参加が困難になっている状態をいいます。教室では、ひきこもりに関する知識や情報、本人への関わり方の工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持っていただく機会としています。

参加ご希望の方は、事前に**ひきこもり支援センター (027-287-1121)** からお申し込みください。

面接・相談の後に教室をご案内しています。

交通のアクセス

※「群馬県勤労福祉センター」向かいにあります。

■自動車をご利用の場合

- ・前橋市街地から
国道50号線を桐生方面に進み、「勤労福祉センター入口」信号を右折し、200m先左側。
- ・桐生方面から
国道50号線を前橋市街地方面へ進み、「勤労福祉センター入口」信号を左折し、200m先左側。

■電車をご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋大島」駅下車。北口から徒歩約15分。
タクシー(のりばは南口)で約5分。

■バスをご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋」駅北口から永井バス「東大室線」に乗車(4番のりば)。「勤労福祉センター入口」で下車し、徒歩約5分。
- ・JR両毛線「前橋大島」駅南口から永井バス「石関町学園中央循環線(前橋大島線)」に乗車。「県勤労福祉センター東」で下車し、徒歩約5分。



群馬県ココロの健康センター 〒379-2166 前橋市野中町368 TEL: 027-263-1166
FAX: 027-261-9912

群馬県ココロの健康センター

で

検索

相談機関一覧

分類	窓口	電話番号	受付時間
精神保健	群馬県こころの健康センター (うつ、依存症、思春期等のこころの相談)	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)
	「こころの健康相談統一ダイヤル」(自殺予防の電話相談)	0570-064-556	9:00~22:00 (月~金)
	こころのオンライン相談@ぐんま (LINE 相談) ※HPのQRコードから「友だち追加」して御利用ください。	https://www.pref.gunma.jp/page/212789.html	19:00~24:00 (毎日)
	ひきこもり支援センター (ひきこもりについての相談)	027-287-1121	9:00~17:00 (月~金)
	《県保健福祉事務所及び中核市の相談窓口》		
	渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所 0278-23-2185
	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	太田保健福祉事務所 0276-31-8243
	安中保健福祉事務所	027-381-0345	桐生保健福祉事務所 0277-53-4131
	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所 0276-72-3230
	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	前橋市保健所 027-220-5787
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	高崎市障害福祉課 027-321-1358	
自死遺族	群馬県こころの健康センター (自死遺族の相談)	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)
心の悩み	群馬いのちの電話 (死にたい辛さを受け止めます)	027-221-0783	9:00~24:00 (毎日) 第2・第4金 9:00~翌日9:00
	フリーダイヤル 自殺予防 いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00~翌日8:00
	いのちの電話ナビダイヤル ※群馬県以外のいのちの電話につながることがあります。	0570-783-556	※電話料金がかかります。
	連合群馬「ライフサポートぐんま」 (キャリア形成、仕事によるストレス・うつ病など)	0120-797-052	14:00~19:00 (木・土、第2・第4日)
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応
労働	群馬県労働政策課「ぐんま県民労働相談センター」	0120-54-6010	9:00~17:15 (月~金)
	群馬労働局雇用環境・均等室「総合労働相談コーナー」	027-896-4677	9:30~17:00 (月~金)
	群馬産業保健総合支援センター (産業保健関係者、事業主、人事労務担当者が対象)	027-233-0026	相談予約受付 8:30~17:15 (月~金)
	連合群馬「なんでも労働相談ホットライン」(働くうえでの悩み)	0120-154-052	9:30~17:30 (月~金)
	働く人の「こころの耳電話相談」 (メンタルヘルス不調、ストレスチェック制度、健康障害防止対策など) ※発信者番号を通知して御相談ください。	0120-565-455	17:00~22:00 (月・火) 10:00~16:00 (土・日)
	働く人のメンタルヘルス相談 ※電話で事前に予約をしてください。	027-226-3008	相談予約受付 9:00~17:15 (月~金) 相談日 13:00~16:00 (第2・4火)
多重債務	群馬県介護職員相談サポートセンター ※福祉・介護従事者(従事予定者含む)及びその家族が対象	027-226-0500	電話相談 10:00~16:00 (月・水・金)
	関東財務局前橋財務事務所「多重債務相談窓口」	027-221-4495	8:30~12:00、13:00~16:30 (月~金)
	群馬弁護士会総合法律相談センター (労働、犯罪被害、高齢者にも対応)	027-234-9321	相談予約受付 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金)
	司法書士総合相談センター	027-221-0150	10:00~16:00 (月~金)
法的トラブル	群馬県消費生活センター	027-223-3001	9:00~16:30 (月~金) 9:00~12:00、13:00~16:30 (土) 来所相談は事前予約制、土曜日は電話相談のみ
	法テラス群馬 (日本司法支援センター群馬地方事務所) (女性、青少年子どもにも対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)
	法テラス・サポートダイヤル	0570-078-374	9:00~21:00 (月~金)、9:00~17:00 (土)
犯罪被害	群馬弁護士会総合法律相談センター	027-234-9321	相談予約受付: 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金)
	警察安全相談	027-224-8080	24時間対応
	警察安全相談 (女性相談者専用電話 (女性のみ))	027-224-4356	8:30~17:15 (月~金)
	法テラス群馬 (日本司法支援センター群馬地方事務所) (女性、青少年・子どもにも対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)
	法テラス群馬 (日本司法支援センター群馬地方事務所) (女性、青少年・子どもにも対応)	0120-079714	9:00~21:00 (月~金) 9:00~17:00 (土)
公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま	027-253-9991	10:00~16:00 (月~金)	
群馬県性暴力被害者サポートセンター (Save ぐんま)	027-329-6125	9:00~17:00 (平日 17:00~翌朝9:00、土日祝祭日は、全国一律コールセンターへつながります。)	
生活困難	各市町村福祉担当課	各市町村役場	
高齢者	地域包括支援センター	各市町村介護保険担当課	
男性	男性DV被害者電話相談	027-263-0459	12:00~13:30 (毎月第2・4水曜)
	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「男性電話相談」	027-212-0372	13:00~16:00 (毎月第2・4日曜)
女性	群馬県女性相談センター	027-261-4466	9:00~19:30 (月~金) 10:00~17:00 (土) 13:00~17:00 (日) 年末年始、祝日を除く
	ぐんま男女共同参画センター 与らいあんぐるん相談室 「女性電話相談」	027-224-5210	9:00~12:00、13:00~16:00 (火・水・金・日) 年末年始、祝日、月曜日が祝日(振替休日含む)の場合の火曜日は休みになります。
	ぐんま・ほほえみネット	https://gunma-hohoemi.net/	お住まいの地域の担当団体により異なります。
	前橋地方法務局「女性の人権ホットライン」 (セクハラやDV等の人権侵害)	0570-070-810	8:30~17:15 (月~金)
青少年子ども	群馬県総合教育センター「子ども教育・子育て相談」 (教育や子育てに関する相談)	0270-26-9200	9:00~17:00 (月~金) 9:00~15:00 (第2・第4土曜)
	「24時間子供SOSダイヤル」 (いじめ問題やその他の子供のSOS全般)	0120-0-78310	24時間対応
	中央児童相談所「こどもホットライン24」 (児童虐待、子育て相談、心身の発達など)	0120-783-884	24時間対応 携帯電話からは「027-263-1100」へ
	LINEを活用した「ぐんまこども・子育て相談」 ※HPのQRコードから「友だち追加」して御利用ください。	https://www.pref.gunma.jp/p/03/p08210002.html	9時~12時・13時~17時 (月~金)
	チャイルドライン (18歳までの相談窓口)	0120-99-7777	16:00~21:00 (毎日) 12月29日~1月3日休み
	チャイルドライン チャット相談	https://childline.or.jp/	第1・3水曜日・毎週木曜日・金曜日・土曜日 12月29日~1月3日休み
前橋地方法務局「子ども人権110番」	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)	

※受付時間欄に休日記載されていない窓口以外は、原則祝日、年末年始に受付は行っていません。

R5. 4. 1現在



ひとりの命 大切ないのち

全国では年間約2万人の方が自ら命を絶っています
その一人ひとり、かけがえのない大切な命です
あなたの身近に悩みを抱えている人はいませんか？

声をかけ、耳を傾け、そして相談を！

群馬県の自殺の現状

群馬県の自殺者数は平成15年の562人をピークに、おおむね右肩下がりの傾向でしたが、ここ数年は増加に転じています。

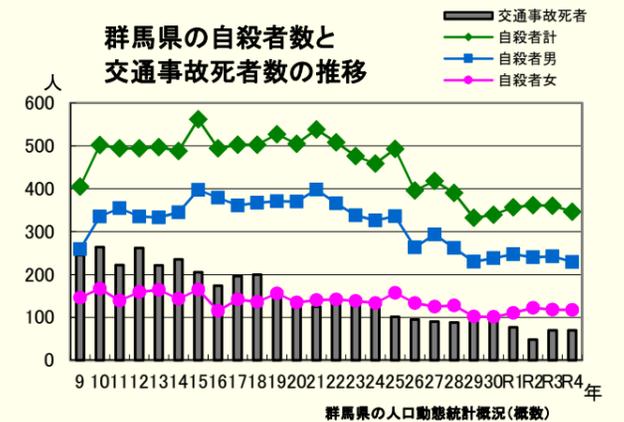
令和4年中の自殺者は346人(※)(男229人、女117人)で、ほぼ毎日おひとりの方が自殺で亡くなっていることとなります。

男女別にみると、男性が女性に比べて多い傾向があります。

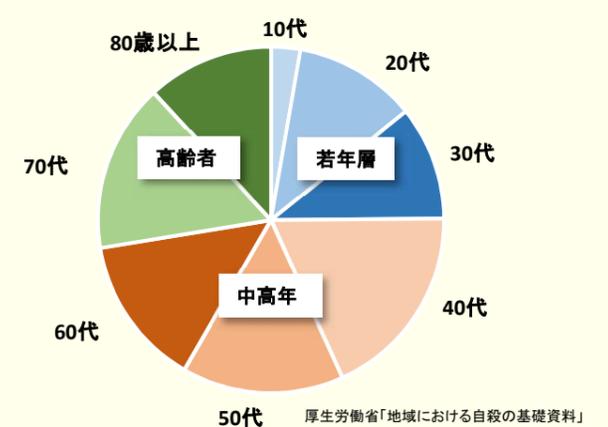
年代別にみると、40~60代の中高年が約半数を占めています。

20代~50代は昨年より減少しておりますが、10代の若者及び70代以降の高齢者が増加となっています。

※概数(R4.7公表)のため、確定数(R4.9公表)とは異なることがあります。



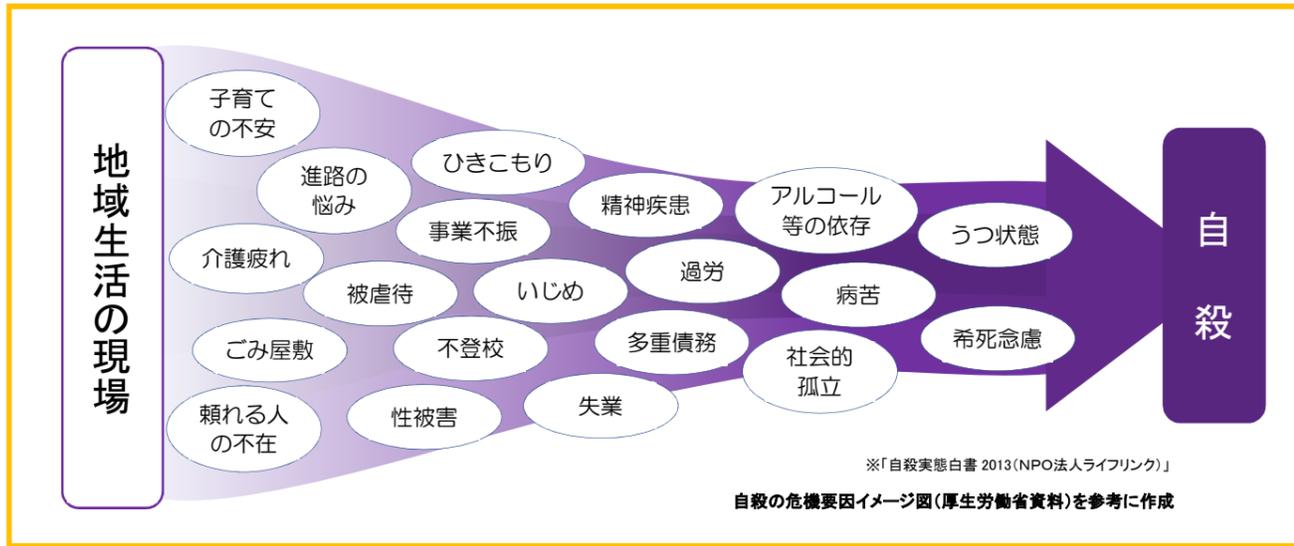
年代別自殺者数(H28~R4年合計)



群馬県こころの健康センター

自殺の原因

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。
 背景には、こころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、社会的孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。
 自殺は、「誰にでも起こり得る危機」です。

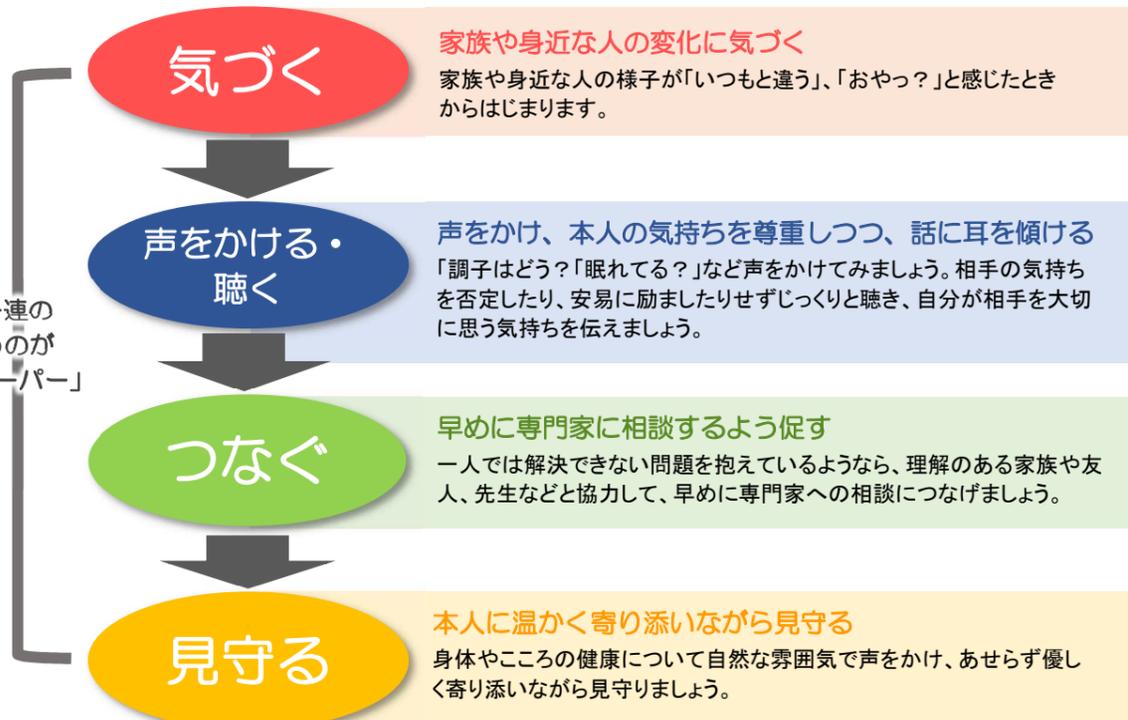


身近な人のこころのサインに気づいたら

自殺を考える人は、しばしばサインを示すことがあります

- 思い詰めた様子、うつ病のような症状が見られる。
- 以前より、表情が乏しくなった。身なりに構わなくなった。
- 他人との関わりを避ける。
- 最近、眠れていない。不安や不眠が原因で、飲酒量が増えている。
- 自殺をほのめかす。

※ これらの一連の支援を行うのが「ゲートキーパー」です。



うつ病って何？言葉は聞いたことはあるけれど…

人は悲しいことや大きな失敗を体験すると、気分が落ち込んだり、憂うつになります。多くは時間が経てば回復しますが、以下のような状態が2週間以上続き、日常生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性あります。



《自分で感じる状態》	《周囲から見た状態》
● 悲しい憂うつな気分、沈んだ気分	● 以前と比べて表情が暗く、元気がない
● 何事にも興味がわかない、やる気が出ない	● 身なりに気を使わなくなった
● 食欲がない、よく眠れない	● 体調不良の訴えが多くなった
● 集中できない	● 仕事や家事の能率低下、ミスが増えた
● イライラして、落ち着かない	● よく眠れていないようだ
● 他人と関わりたくない	● 飲酒量が増えている
	● 人付き合いを避けるようになった

原因は悲しいことだけではなく、昇進、結婚、出産、進学、転居など、日常生活の様々なことがきっかけとなります。うつ病は治療により改善しますので、早めに医療機関(かかりつけ医、精神科、心療内科など)へ相談しましょう。

飲酒と自殺の関係

自殺で亡くなった人の3人に1人は、直前に飲酒していたことが分かっています。

飲酒は、以下のようなことから、自殺を後押しすることがあります。

- こころの視野を狭め、死にたい気持ちを高めてしまう
- 不満や不安などの感情から、自分を攻撃する気持ちになる
- 衝動性が高まって自分の行動がコントロールできなくなる

うつ症状がある人や自殺に傾いている人に、お酒をすすめてはいけません。



アルコール依存症による「こころ・体・生活への影響」から、命に関わることもあります。

アルコール依存症の自己チェックをしてみましょう

- ① お酒の量を減らさなければならなかったことがある。
- ② 飲酒を批判されて、腹が立ったり、いらだったことがある。
- ③ 飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感を持ったことがある。
- ④ 朝酒や迎え酒を飲んだことがある。

アルコール依存症スクリーニングテスト GAGE

2項目以上あてはまる場合は、専門家への相談をおすすめします。

うまく話せなくても大丈夫

死にたいほど苦しい

伝えてください

その言葉



群馬県

こころの健康相談統一ダイヤル

0570-064-556

月～金 9:00～22:00(祝日・年末年始を除く)



こころのオンライン相談
@ぐんま

毎日 19:00~24:00
(最終受付 23:30)



まもろうよこころ

相談窓口を紹介しています。
(厚生労働省のWebページ)



2023年度（令和5年度）
群馬県こころの健康センター所報
（第35号）

令和6年11月30日発行

編集・発行 群馬県こころの健康センター
群馬県前橋市野中町368
電話 027（263）1166
FAX 027（261）9912
ホームページアドレス
<http://www.pref.gunma.jp>
E-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp